

平成26年第1回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 6 年 3 月 1 2 日 （水曜日）

議 事 日 程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 報告第3号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第6 報告第4号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第7 報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第8 報告第6号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第9 報告第7号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第10 報告第8号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）
- 第11 報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 第12 議案第5号 平成25年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第13 議案第6号 平成25年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第14 議案第7号 平成25年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第8号 平成25年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第9号 平成25年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第10号 平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）

- 第18 議案第11号 平成25年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第12号 平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第20 議案第13号 平成25年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第14号 平成25年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第22 議案第15号 平成25年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）
- 第23 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第24 議案第16号 高幡障害者支援施設組合規約の変更について
- 第25 議案第17号 四万十町地域交流センターくぼかわ設置条例の制定について
- 第26 議案第18号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第27 議案第19号 四万十町社会教育委員条例の一部を改正する条例について
- 第28 議案第20号 四万十町立公民館条例の一部を改正する条例について
- 第29 議案第21号 四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例について
- 第30 議案第22号 四万十町給水条例の一部を改正する条例について
- 第31 議案第23号 四万十町十和林業研修センター条例を廃止する条例について
- 第32 議案第24号 四万十町ケーブルネットワークに係る指定管理者の指定について
- 第33 議案第25号 四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について
- 第34 議案第26号 四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について
- 第35 議案第27号 四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について
- 第36 議案第28号 四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定について
- 第37 議案第29号 平成26年度四万十町一般会計予算
- 第38 議案第30号 平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算
- 第39 議案第31号 平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算
- 第40 議案第32号 平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算
- 第41 議案第33号 平成26年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算
- 第42 議案第34号 平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第43 議案第35号 平成26年度四万十町介護保険事業特別会計予算

- 第44 議案第36号 平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計予算
 第45 議案第37号 平成26年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
 第46 議案第38号 平成26年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算
 第47 議案第39号 平成26年度四万十町下水道事業特別会計予算
 第48 議案第40号 平成26年度四万十町水道事業会計予算
 第49 陳情

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第49まで

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

出席議員（17名）

2番	榎野章君	3番	田邊哲夫君
4番	岩井優之介君	5番	中屋康君
6番	津野吉得君	7番	山上利嗣君
8番	緒方正綱君	9番	橋本保君
11番	林健三君	12番	山岡義正君
13番	吉村アツ子君	14番	下元真之君
15番	下元昇君	17番	酒井祥成君
18番	竹内常喜君	19番	岡峯久雄君
20番	宮地章一君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

欠席議員（1名）

10番	堀本伸一君
-----	-------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

説明のため出席した者

町長	高瀬満伸君	副町長	渡部睦君
政策監（医師確保）兼十和大正診療所事務長	左脇淳君	会計管理者	永尾ゆみ君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋口寛君	企画課長	森武士君
商工観光課長	植村有三君	管財契約課長	宮地正人君
税務課長	敷地敬介君	農林水産課長	熊谷敏郎君

建設課長	佐竹 一夫 君	環境課長	山脇 一生 君
町民課長	柴 久幸 君	健康福祉課長	市川 敏英 君
上下水道課長	高橋 一夫 君	教育委員長	中岡 全 君
教 育 長	宮崎 勲 君	教育次長兼学校教育課長	岡 澄子 君
生涯学習課長	野村 和弘 君	農業委員会会長	林 幸一 君
農業委員会事務局長	西谷 久美 君	代表監査委員	松本 悟志 君
総務課財政班長	大元 学 君		

大正総合支所

支所長兼地域振興課長	下藤 広美 君	産業建設課長	永尾 一雄 君
町民生活課長	津末 和宏 君		

十和総合支所

支所長兼地域振興課長	岡本 順一 君	産業建設課長	仲 治幸 君
町民生活課長	林 久志 君		

~~~~~

事務局職員出席者

|         |         |     |         |
|---------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長  | 田辺 卓 君  | 次 長 | 武田 枝里 君 |
| 臨時事務補助員 | 西川 香穂 君 |     |         |

~~~~~

午前 9 時 32 分 開会

○議長（宮地章一君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまより平成26年第 1 回四万十町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に10番堀本伸一君から欠席届があっております。

これで報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、6 番津野吉得君及び18番竹内常喜君を指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第 2 会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、一昨日の 3 月 10 日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長岡峯久雄君。

○議会運営委員長（岡峯久雄君） おはようございます。

議会運営委員会より報告をいたします。

3 月 10 日に議会運営委員会を開催し、平成26年第 1 回四万十町議会定例会の会期日程は本日 3 月 12 日より 3 月 20 日までの 9 日間と決定をいたしましたので、ご報告いたします。

○議長（宮地章一君） 委員長の会期報告が終わりました。

委員長の会期報告は本日 3 月 12 日から 3 月 20 日までの 9 日間であります。

お諮りします。

平成26年第 1 回定例会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、平成26年第 1 回定例会の会期は本日から 3 月 20 日までの 9 日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等につきましては、お手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第4項並びに同法同条第2項の規定による定期監査・行政監査の報告及び地方自治法第235条の2第3項の規定による、例月出納検査報告があつております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、町長から四万十町行政評価条例第11条の規定による平成25年度行政評価結果の報告があつております。事務局に保管しておりますので、適宜閲覧願います。

次に、会議規則第129条議員派遣について、その結果を報告します。

平成26年1月2日、四万十会館で開催されました平成26年度四万十町成人式に、議長ほか15名の議員が出席をしました。

平成26年2月6日、高知共済会館で開催されました、平成25年度議会広報研修に岩井広報広聴常任委員長ほか7名の委員が出席しました。

平成26年2月25日から2月26日、鳥取県大山町議会へ「議会だより だいせん」の取組について、岩井広報広聴常任委員長ほか6名の委員が出席しました。

平成26年3月8日、認定こども園たのの新園舎落成式に議長、堀本教育民生常任委員長ほか4名の委員と2名の地元議員が出席しました。

議長会の件につきましてはお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第4 行政報告を行います。

町長より、行政報告を行いたい旨の申し出があつております。

これを許可します。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員の皆さんのご出席をいただきまして、平成26年3月町議会定例会が開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。

開会に当たりまして、12月定例会以降の主要な行政運営等に関しまして、何点かご報告を申し上げます。

まず最初に新庁舎建設事業等についてでございます。

本庁舎建設工事のうち電気・機械設備工事は当初の予定どおり完了をいたしました、建築主体工事につきましては2月の大雪の影響により、県外からの建築資材搬入の遅れが

生じましたことから、15日間の工期延長を行い、3月15日の完成予定となりました。

今後の予定といたしましては、3月中に各階のブラインド及び新規備品の設置を行うこととしておりまして、3月22日には竣工式及び落成式を執り行うこととなっております。また、5月3日から6日の連休を利用して庁舎移転作業を行い、5月7日より新庁舎で業務を開始する予定となっております。自由通路につきましても庁舎の業務に合わせ、5月7日の供用開始を予定いたしておるところであります。

最終の庁舎建設事業費は、総額で34億6,400万円の見込みとなりますが、当初見込んでいなかった国の補助事業及び元気臨時交付金も導入をして、国費として合わせて約7億円の交付を受ける予定で、できる限り町の持ち出しを抑えた事業に努めてきたところであります。

また、四万十町汚泥再生処理センター、大正総合支所耐震改修工事、そして、認定こども園たののにつきましても一部工期の延長もありましたが、それぞれが完成の運びとなる予定です。近隣の住民の皆さんには工事期間中は何かとご迷惑をおかけをいたしました。関係機関並びに町民各位の多大なご協力の下に、年度内竣工ができましたことに感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

続きまして、次世代施設園芸団地についてご報告を申し上げます。

以前から高知県が検討をいたしておりました、先進的技術を生かした次世代施設園芸団地につきましましては、新聞報道でもありましたように、全国で6地区の一つに高知県が選定をされ、四万十町の実践農業大学校窪川校の県有地を活用しての事業がいよいよ本格的に始まってまいります。

事業の内容といたしましては、1.4haから1.5haの高軒高ハウスを3棟建設をし、それぞれに集出荷施設やバイオマスボイラーなどを設置をし、種苗センターを併設する計画で検討をいたしております。

現時点での計画では、26年度に敷地造成、27年度にハウスや付帯施設の建設を行い、平成28年度に開業する予定でございます。

現在、敷地の測量を行っておりまして、地元からの要望事項等との調整が必要となりますが、四万十町にとりましては60名前後の多くの雇用が見込まれる事業でございますので、大いに期待もいたしているところであります。

また、併設して、新規就農者の育成や先進技術実証・普及拠点として高知県担い手育成センターが設置をされ、4月2日に知事立ち合いの下、開所式が開催をされる予定でございます。

います。

次にコールセンター事業の現在の状況についてご報告をいたします。

以前より報告をさせていただいております雇用確保対策の一環である、旧丸山小学校を活用したコールセンター事業の状況についてでございますが、現在、企業進出協定を締結をした企業などの共同出資により、町内に「株式会社NIC四万十コンタクトセンター」という名称で新会社が設立され、4月1日事業開始に向け、50名の社員雇用確保のための募集がいよいよ始まります。

3月19日と3月23日には就職説明会、面接会が開催される旨、新聞折り込みでお知らせもいたしておりますので、就職を希望される町民の皆様にも多数参加をいただきたいと思いますと考えております。

町といたしましても、今後も引き続き、できるだけ多くの町民の方々の雇用に結び付けることができますよう周知等に努めてまいりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、高幡地域の博覧会の開催についてでございます。

3月4日に開催されました高幡広域市町村圏事務組合3月定例会議後の全員協議会におきまして、平成25年度に開催をされました「楽（たの）しまんと！はた博」、平成27年度に予定されています「高知家・まるごと東部博」に続きまして、平成28年度に高幡地域においても地域博覧会を開催することが満場一致で合意をされました。

今後は博覧会の開催に向け、地域連携による観光客誘致や観光PR、イベントなどの具体的な内容の検討に入ってまいります。清流四万十川や森林、太平洋という魅力的な景観、豊富な地域食材の生産地としての力を持つ本町にとって、この地域博覧会は多くの方々に四万十町を見て、食べて、体験をしていただくいい機会となってまいります。この取組を契機といたしまして四万十町のファンを拡大し、長期的な効果につなげていける博覧会とするよう計画をしたいと考えております。

続きまして、学校給食センターの調理業務委託についてでございます。

平成21年度の窪川学校給食センターの運営開始によりまして、町内全域の小中学校に給食を提供できる体制となり約5年が経過をしたところであります。

窪川学校給食センターの業務開始に当たりましては、町村合併に伴います第1次四万十町行財政改革大綱・実施計画に基づき、運営部門は直営とし、調理部門を委託方式で行うこととして、委託先につきましては、町民の安定した雇用が図られ、行政水準が維持され

ること、安全で安心な給食の提供が図られることを基本として、町内の公共的団体に委託するという方針で検討を進めてまいりました。

しかしながら、町内にこの調理部門を委託できる団体等がなかったことから、当初は調理員の臨時雇用により窪川学校給食センターの業務を開始をし、その後、公益財団法人四万十公社からの職員派遣により業務を行ってまいりましたが、この度、町の方針に沿う委託先が決定したことによりまして、平成26年度当初から四万十町内の全給食センターの調理業務を委託により実施をすることとなりました。

業務委託の実施につきましては、四万十食材管理協同組合が各学校給食センターでこれまで調理業務に当たってきた経験豊かな調理員を雇用し、それぞれの給食センターの施設で調理を実施いたします。また、献立の作成、給食食材の発注及び調理の指示につきましては、現状と同様に引き続き町が実施をいたします。今後も、豊富な地域食材を使つての食育の推進、安心して安全な給食を安定して提供することに努めてまいりますので、ご理解をよろしくお願いをいたします。

最後に、豚流行性下痢（PED）の発生及び経過についてご報告をいたします。

町内の養豚農家から、複数の豚が下痢などの症状を発症し、改善されないことから、2月26日に県西部家畜保健衛生所高南支所に報告がありまして、翌27日、県中央家畜保健衛生所にて遺伝子検査を行った結果、陽性が確認され、翌28日から確定診断のための病理学的検査を実施をした結果、3月4日、PEDと確定をいたしました。

3月10日現在での発生頭数は1農場において450頭、そのうち死亡したものが8頭と報告をされており、死亡獣畜の埋却については、他の生産者への感染を防ぐため、化製場等に関する法律が適用され、町が発行する埋却処分許可に基づく適正な方法で行っております。

また、まん延防止対策といたしましては、当農場での消毒の徹底と、農場近辺の県道に消毒ポイントを設置をし、農場へ出入りする車両の消毒等を行っておりまして、その後、発生頭数、死亡頭数にもほとんど変化はないことから、事態は沈静化に向かっているものと思われます。

PEDにつきましては、嘔吐（おうと）、下痢、食欲不振の症状があり、ふん便中にウイルスが排せつされることから、経口感染によって広がりますが、豚の感染症であり、人に感染する恐れはなく、発生しましても口蹄（こうてい）疫や牛海綿状脳症のように殺処分は行われず、治癒した豚は出荷もできます。しかしながら、このような伝染病の発生は、

ともすれば風評被害を受けやすく、農家にとって大きな打撃となり得ることから、そうならないためにも適切な情報提供を実施するとともに、本病のまん延防止対策を講じ、早期回復に向け、今後も県と連携を取りながら、徹底して対策に努めてまいります。

以上で行政報告を終わりますが、本３月定例会は、合併以来、新生四万十町の方角性に向けて議論を交わし、混乱期から調整期を乗り越え、発展、安定へと向かう重要な場所でありました。新庁舎建設に伴い、議場も新しい東庁舎３階に移転をされることとなりまして、本定例会が本議場での最後の議会となるであろうと思っております。最後の舞台を飾るにふさわしい３月定例会となりますことをご期待をして、開会に当たり、行政報告を含め、御挨拶といたします。議員の皆様並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） これで町長の行政報告を終わります。

これより議案を順次提案いたします。

日程第５ 報告第３号から日程第１１ 報告第９号までを報告後、日程第１２ 議案第５号及び日程第１３ 議案第６号から日程第２２ 議案第１５号までの１０議案を上程・説明・審議・採決後、日程第２３ 諮問第１号を諮問・答申後、日程第２４ 議案第１６号から日程第４８ 議案第４０号までの２５議案は提案理由の説明のみとし、質疑・討論・採決は後日を予定しております。日程第４９ 陳情はそれぞれ所管の常任委員会に付託を予定しております。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第５ 報告第３号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第６ 報告第４号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第７ 報告第５号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第８ 報告第６号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第９ 報告第７号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）、日程第１０ 報告第８号専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）を一括報告とします。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは報告第３号から報告第７号までの５件の専決処分の報告につきまして、ご説明を申し上げます。

本報告につきましては、役場本庁舎建設工事の自由通路新設工事施工委託協定（建築主体）電気設備及び機械設備について、工事請負契約等の一部を変更する契約を締結したものでございます。

まず、報告第3号でございますが、本報告は、土讃線窪川駅東西自由通路新設工事施工委託協定の一部を変更する協定を締結したものでございます。

主な変更内容といたしましては、作業員が軌道敷内に侵入をするために仮設踏切を設置する計画でございましたが、駅構内の列車運用を調整していただきまして、仮設通路の設置にとどめることといたしました。また、自由通路の各ユニットを仮設置する橋脚部分に当たるベントや、ユニットを吊り上げる大型クレーンを設置するに当たり、相当な重量に耐え得る地盤であるか調査を行い、その結果に基づき地盤改良を行うとともに、ベントそのものの構造やクレーン足場を縮小いたしまして、これらの変更により協定金額が50万899円減額となったものでございます。

次に報告第4号でございますが、本報告は本庁西庁舎新築工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

主な変更内容といたしましては、外壁に使用するヒノキ板の防腐処理方法や内装材保護塗装の変更、自由通路に接続するよう設置する大階段の下地変更や、一部不足した仕上げ材の購入となっております。これらの変更により工事費が493万9,200円の増額となったものでございます。

続いて報告第5号でございますが、本庁東庁舎新築工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

主な変更内容といたしましては、議員控室と議会事務局の間と、別棟のゴミ庫に扉を追加をしたことと、一部不足した仕上げ材を購入したこととなっております。これらの変更により工事費が263万3,400円の増額となったものでございます。

続きまして報告第6号でございますが、本報告は本庁西庁舎電気設備新築工事請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

主な変更内容といたしましては、照明器具の機種や台数の変更、2階会議室への録音設備、電力使用量を制御するデマンド監視システム、西庁舎1階宿直室設備総合盤、屋外電気設備機器用メンテナンス架台の追加となっております。これらの変更により工事費が497万5,950円の増額となったものでございます。

最後に報告第7号でございます。本報告は、本庁西庁舎機械設備新築工事請負契約の一

部を変更する契約を締結したものでございます。

主な変更内容といたしましては、浄化槽規模の縮小、雨水利用システムの初期雨水分離装置の追加、デマンド監視システム対応コントローラーの追加となっております。これらの変更によりまして工事費が324万2,400円の増額となったものでございます。

以上5件の契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（宮地章一君） 町長、第8号までの一括報告で、お願いします。

○町長（高瀬満伸君） それでは報告第8号につきましてもご説明を申し上げます。

本報告につきましては、大正総合支所庁舎耐震改修工事（建築主体）請負契約の一部を変更する契約を締結したものでございます。

主な変更内容といたしましては、1階フロアの事務スペース、ロビー、通路等の床の張り替え、宿直室の天井、壁等の張り替え、電算室の設備移動に伴う移設工事、排煙窓の取替え、会議室等のブラインドの取替え、庁舎裏駐車場の舗装・復旧において、既存の舗装面への接合や排水処理の見直しが必要になったことに伴う舗装工事及び排水工事の増でございまして、これらの変更により工事費が349万7,550円の増額となったものでございます。

先ほどの専決報告と合わせまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第11 報告第9号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）報告を行います。

提出者の報告を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 報告第9号専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

本報告は町道で発生をいたしました自動車物損事故について、相手方との示談が成立をしたことにより、その損害賠償の額を専決処分により決定をしたものでございます。

今回の事故につきましては、平成26年2月に町道東川角小松谷線において発生をした自動車物損事故でございまして、自動車で行方不明中にグレーチングが跳ね上がり、そのグレー

チングで車体を損傷したものでございます。

この度、被害者との間で修理費用として6万2,515円の損害賠償金を支払う旨の示談が成立をし、その損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

○議長（宮地章一君） これで提出者の報告を終わります。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） それでは報告第9号について質問してみたいと思うわけですが。

最近、議会ごとにこういう事故の報告があるわけですが、町長、道というのは「命の道」ともこうよく言われますが、どうも本町の場合は命を脅かす道というふうな捉え方もできるのではないかなというふうに私自身は考えてます。他町村と比べてどうなのかというのは私、分かりませんけれども、非常に多い事故というのが報告をされます。

幸い、今までの報告の中で、車両の損傷の報告が多いわけですがけれども、万が一人命に関わるような事故が起きるやもしれませんので、今後の対策、もう少し万全を期してもらわないと、安心・安全なまちづくりという大前提の中でこう再々事故が起きるとするのは、余りにも町道の管理が、失礼な言い方かもしれませんが、ずさんではないかなというふうに思いますので、町長、やはり、この道がどれくらいの一日の交通量が分かりませんが、もう少しメインの町道については全課挙げて再点検をして、もう少し、こんな報告がないような形での町道の管理をすべきではないかなと私、ずっと思ってますが、いかがでしょうか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 議員のご指摘どおり、ここ近年、1、2年におきまして、グレーチング等の跳ね上げ事故、特に本町の町道におきましては多いわけでございます。

他町村との比較についてですけど、その件につきましてはまだちょっとデータの的には取っておりません。また、この場所ですが、現在、14ページに写真、一応添付させていただいておりますが、見てのとおり、幅員約3mの町道でありまして、ある場所につきましてはJA四万十さんが運営いたしております堆肥（たいひ）センターの上がり口ということなんで、現在一般車両的な通行は堆肥センターで行き止まりですんで、そんな一般車両の通行は少ないわけですが、この事故車につきましても職員さんということがありまして、現在はこっちの写真のように応急な措置はして、全面、下の水路のコンクリートのほうから傷んでおりますんで、どうしても堆肥センターということで、重量物積んだ車両が入って

きますんで、直すようにはしております。

先般、1、2年事故が多いということで、グレーチングにつきましては町のほうも神経とがらして管理というか、パトロールは一応全部しまして、ここの場所につきましても一応JAさんのほう、最初に町道になった時代ですか、ボルトと座金で固定しておりました。しかし、最近ですけど、この間、パトロールを去年したときには、その見掛け、外れてはなかったわけですが、どうも重量物が通ることでボルトと座金の分が外れて、跳ね上げ事故があったと推測されます。

工事については早急に直すように、今この集落に地元業者おりますんで、工事をお願いしちゅうところでありまして、当然、今後は特にグレーチングにつきましては、この間も、前回の臨時議会でもありましたとおり、最近多いわけですから、力を入れながら交通の安全、人命に関わることでありますんで、気を付けたいと考えております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第12 議案第5号平成25年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第5号 平成25年度四万十町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に平成26年2月6日に成立をいたしました好循環実現のための経済対策を盛り込んだ国の補正予算（第1号）に伴う事業が中心となっておりまして、国や県の補正予算に伴う経済対策を効果的に活用し、平成26年度当初予算に計上予定でありました公共事業の前倒し等によりまして、緊急の課題となっております各種事業の早期完了と、4月からの消費税率引上げに備えた景気の下支えにより地域経済の底上げを図ろうとするものでございます。

なお、予算書と合わせてお配りをしております予算説明資料に該当する事業の一覧表を掲載しておりますが、町道改良事業や橋梁の耐震補強及び長寿命化修繕を始め、住宅の耐震改修や小学校非構造部材の耐震化、消防救急デジタル無線の整備、県営事業負担金とい

った防災安全対策の加速化に伴う公共事業が中心となっておりまして、今回の補正予算計上額のうち、国の補正予算（第1号）に関連する事業費の総額は4億7,158万9,000円となっております。

また、今回の国の補正予算に伴う補助対象事業につきましては、地方負担額をベースにがんばる地域交付金が交付されることとなっており、そのほかにも地方債や交付税措置等により所要の財政措置が講じられることとなっております。

なお、このがんばる地域交付金につきましては、アベノミクス効果の全国への波及が求められる中で、景気回復が波及をしていない財政力の弱い市町村が行う地域活性化に向けた事業に対して、地方負担額等をベースに算定をされることとなっており、平成25年度、または平成26年度の予算に計上した事業のうち、起債対象となる地方単独事業等や起債対象とならない事業であっても、公共施設等の点検、調査及び除去について充当可能とされております。

なお、本町といたしましては、今回の補正予算に計上をいたしました平成25年度の事業費には充当せず、また、平成26年度当初予算についても計上を見送り、今後、交付金対象とする事業について検討・精査をした上で、財源組替え等も含め、平成26年度の補正予算で対応することといたしております。

その他、各費目に計上しております事業費の確定見込みによる精査や、効率的な事務経費の執行に努めたことによります各節の減額・組替えといった所要の予算措置を講じております。

それでは歳出の主な補正内容につきまして、国の補正予算関連事業を中心に順にご説明を申し上げます。

初めに2款総務費でございますが、これまでの留保財源に加え、今回の減額補正等により新たな財源を確保することができ、また、今回が今年度最終の補正となることから、今後必要が見込まれる施設の大規模改修や修繕等に対応するため、施設等整備基金へ2億円を積み立てるとともに、近年の大型事業に伴う公債費の増加や、今後の繰上償還に対応するため、減債基金へ1億5,000万円を積み立てることとし、ふるさと支援寄付金の増額に伴う基金への積立てと合わせて、財産管理費の積立金に3億5,400万円を計上いたしております。

なお、これと合わせて、12月補正予算で計上しておりました繰上償還に係る財源として、減債基金から2億500万円を繰り入れることといたしておりましたが、財源の見通し

が立ったことから、今回、繰入れを見送ることとし、歳入におきまして減債基金繰入金2億500万円を減額いたしております。

続いて3款民生費でございますが、国民健康保険事業特別会計におきまして、収支不足に対応するため基金を取り崩す一方、平成23年度から財政調整に係る特別会計への繰出しを行っておりますが、翌年度において更なる財源不足が予測されますことから、当初予定をしておりました財政調整分の繰出金4,000万円に加え、今回3,000万円を増額することにより、翌年度における国保財政の収支均衡と被保険者の経済的負担の軽減を図ることといたしております。

続いて6款農林水産業費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、用水路の改修や農道の舗装といった、農地・農業水利施設等の整備工事費として2,650万円、県営事業による避難塔整備に係る負担金として3,000万円をそれぞれ計上をいたしております。

次に8款土木費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、道路新設改良費では、若井大橋及び天ノ川橋につきまして、今後の大震災に備え、早急に耐震補強を行うとともに、平成24年度に策定をいたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、対象となる橋梁16橋のうち3橋に係る補修工事費として500万円を計上いたしております。

また、町道改良では継続3か所、新規4か所に係る工事費等といたしまして、合わせて1億2,120万1,000円の追加計上を行っております。

また、住宅管理費におきましても、従来から行っております木造住宅耐震診断委託事業として89万1,000円を計上するとともに、診断結果に基づき耐震改修が必要となった際に、改修設計及び工事に対する補助金として3,500万円を計上したほか、地震発生時においてブロック塀の倒壊等による緊急輸送路及び避難路の被害を軽減するため、対策補助金として140万円を計上いたしております。

続いて9款消防費でございますが、国の補正予算関連事業といたしまして、現在、消防救急無線として使用しているアナログ方式は、周波数の使用期限とされている平成28年5月末までにデジタル方式に移行する必要があるため、高幡消防組合の管内全域についてデジタル無線を整備することといたしており、事業主体となる組合への負担金として1億5,981万9,000円を計上いたしております。

続いて10款教育費でございます。

国の補正予算関連事業といたしましては、平成26年度に予定をいたしておりました影

野、仁井田、七里、十川の各小学校に係る非構造部材の耐震化事業につきまして、前倒しにより実施をすることとし、工事費等で合わせて4,467万9,000円を計上いたしております。

以上が歳出の主な内容でございますが、冒頭でも申し上げましたとおり、今回の補正予算のうち追加計上となる主な経費は、国補正予算関連分と基金への積立金で、合わせて8億2,550万円余りの追加計上となっております。

一方、国補正予算関連分と基金への積立金を除いた通常分につきましては、事業費の確定・精査等によりまして、合わせて5億5,200万円余りの減額となっており、この差額の2億7,350万円が今回の補正額となっております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、各事業の進捗状況等を基に、補助金、町債及び基金繰入金等の確定見込額について精査を行うとともに、国の補正予算関連事業に対する国庫及び県支出金並びに町債等の歳入を新たに見込み、それぞれ計上をいたしております。

また、地方交付税につきましても、普通交付税の決定に伴う留保分3億5,798万3,000円を計上いたしており、この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

以上の結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億7,350万円の増額となっておりまして、累計予算総額は歳入歳出それぞれ187億8,110万円となっております。

続きまして、繰越明許費でございますが、国の補正予算関連事業で、合わせて4億7,158万9,000円、そのほか介護基盤緊急整備事業費補助金や旧丸山小学校改修事業、津波避難施設整備事業、災害復旧事業などで計7億4,708万5,000円、合わせて32件、12億1,867万4,000円につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費として第2表に記載のとおり計上をいたしております。

次に、債務負担行為の変更でございますが、本年度当初に計上いたしました、平成26年度から平成28年度までを期間とする文書維持管理システム導入委託事業につきまして、平成26年4月からの消費税率引上げに伴い、第3表に記載のとおり限度額を変更しようとするものでございます。

最後に、地方債の補正につきましては第4表に記載のとおり、各地方債の限度額を追加、変更しようとするものでございまして、各事業費の確定見込みなどにより変更となる一方で、国の補正予算関連事業等に伴い、全体で2億2,020万円の増額となっております。

す。

以上が補正内容の主な概要でございますが、国の補正予算等を活用し、地域経済の好循環実現に向けた取組を進めるとともに、今後に備え、各種基金への積立て等を行いながら、より一層の健全財政に努めてまいり所存でございます。よろしくご審議の上、ご決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

槇野章君。

○2番（槇野章君） 予算資料のほうで、2ページの農業基盤整備促進事業についてちょっとお聞きをしたいのですが。

これは受益者が2名以上と、20%の自己負担が要りますがということですが、この事業の上限。農林水産省は200万円以上というような規定がありますけれど、そこはどうかと。

それと、4ページの橋梁長寿命化修繕事業ですが、本年度事業が橋梁が3つ、補正が3つということですが、この場所が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） ご質問、まずページ2ページです。

農業基盤整備促進事業の件ですが、これ、ずっと平成21、22年ごろから国のほうの事業として、当時は農地有効利用促進事業、その次の年度が小規模農業整備、それで去年ですか、経営体質化事業とかころころ事業名は毎年変わっておりまして、農業基盤整備事業につきましては今、上限、最低200万以上で1地区以上ということになっておりますが、上限については一応ないわけで、四万十町全体を1地区と捉えて場所の割り振りというか、申込み、割当てしておりますんで、上限については一応今のところはないわけです。

それから4ページ、橋梁長寿命化修繕事業の分ですが、本年度というか、これ、国の補正ですんで、3月の補正で付きましたんで、一応前倒しの格好になりますが、3か所を予定しております。場所ということでしたんで、その3か所が、まず旧窪川地区の根元橋。根元地域にあります旧県道ですけど、根元橋。それから、窪川地域の松葉川地域、温泉のすぐちょっと奥にあります、湯上がり橋の、メタルの橋梁です。それともう一橋、大正の中津川、中津川大橋を予定しております。この3か所につきましては、16橋一応調査し

ましたうちの、16橋の分の中で順次補修をかけて、最後は仕上げる、順番にやっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

中屋康君。

○5番（中屋康君） 私のほう、予算資料で見ていただきましょうか。10ページです。

10ページの下段にあります小学校の非構造部材関係ですが、先ほど町長からもあらあら説明がありましたが、確認方々もう一回させていただくんですが。

まずこの非構造部材。今回、強化ガラスの設置ということで4校実施をするということですが、非構造部材というのはいろいろあると思うんで、ありますが、例えば蛍光灯もそうでありましょうし、テレビなんかをよく仮設をしてる、ああいったところもあるんですが。非構造部材全体を考慮しながら、今からやはり耐震化事業をしていくべきだとは思いますが、今回強化ガラスの設置ということで、優先課題ということで上げられておると思うんですが、今後、非構造部材、そういうひっくるめて、どういう形で対処していくのかというのが一点。

それから、これは26年度の、計画していた前倒しということでありますので、26年度中は強化ガラスで全て耐震化、いわゆる非構造部材に関連する耐震事業というのは終わりになるのかどうか、そのあたりの確認です。お願いしたいです。

○議長（宮地章一君） 教育次長岡澄子君。

○教育次長兼学校教育課長（岡澄子君） お答えいたします。

今回、強化ガラスの設置ということで予算計上させていただいておりますが、非構造部材の耐震化、大きな工事につきましては主にガラスの入替えと、あと、天井部材の落下防止ということでございますが、天井部材の落下防止に関わる分につきましては、本町では該当するものがございませんでしたので、ガラスの入替えを重点的に行っております。

議員さんおっしゃられたテレビでありますとか蛍光灯。テレビにつきましては極力学校のほうでは撤去という形で現在行っておりますが、まだ全部の学校で撤去にはなっておりません。また、蛍光灯につきましては現在のところ、まだ対応はできてないところです。

こういう大きな非構造部材につきましては、25年から4か年の計画を立てておりまして、28年度で完了する予定となっております。その後におきましては、一定蛍光灯とかそういう対策はまた計画的に実施したいと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 中屋康君。

○5番（中屋康君） お許しをいただきましたので、もう一回。

確かに今の計画では4か年ということでやっていくということですが、先般、教育民生のほうで幼稚園、保育園等々も視察もさせていただいたんですが、非常にやはり蛍光灯に関する補強というのが何か箇所箇所でやはり充足されてないということでお声もいただきましたので、かなうれば、強化ガラス、確かに大変なことで、ちょっと大きい揺れがありますと割れてしまうという、大変なことになります。併せて、やはり蛍光灯の部分についてはそれほど予算化というか、補強の予算が、絡みが、余りウエートかからんと思いますので、できるだけ早急をお願いしたいという思いがありまして、これに関連してちょっとお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 下元真之君。

○14番（下元真之君） 同じく予算資料の10ページ上段でございます。消防救急デジタル無線整備事業ということでありますけれども、全体の事業、整備内容といたしましては基地局の整備、無線設備の整備、無線サイレン等整備ということになっておりますけれども、26年度以後の予算計画はないわけですが、各消防団、消防車に搭載している無線機とか各消防団の携帯用の無線機、こういったものの整備も今回の無線設備の中に含まれているのかが一点。

もう一点は、四万十町は本当に広くて、分団も山間部、山間地域の各枝々にもかなりあるわけですが、そういったところにまで、基地局を2つ置くということですが、整備するということですが、それでもそういった枝々の深い山間部のところにまで、今回のこの整備で無線が行き渡るのかなのか、機能するのかなと、この2点、お伺いをいたします。

○議長（宮地章一君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

まず、車載ですとか団の使用する無線機について、今回の補正に入っておるのかというご質問だったと思いますが、その件については、デジタル無線関係のトランシーバーについては少ないですが13台、車載については11台のデジタル無線関係の設備が入っておりますけれども、議員さんおっしゃられましたように、各団に配布するデジタル簡易無

線については今回の国の補正予算の対象ではありませんので、今後予算を計上して順次対応していく予定でございます。

同じように、全域がこの事業でカバーできるのかというご質問でございますけれども、確かに大変四万十町、広うございまして、全体をこの基地局で全てカバーするというわけにはいきませんで、いろいろな方法を消防署、あるいは消防団本部等々で検討いたしまして、簡易なデジタル無線、車載の簡易デジタル無線も含めてですけれども、そういったものを数多く分団に配備をしまして、効率的に通信ができるような体制を全体として考えて整備をしようとしているところでございます。

(14番下元真之君「分かりました」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 予算資料の5ページですが、上段の町道榊山線側溝整備事業ですが、これは榊山の、現在、東庁舎が建設されているところだと思いますけれども、この側溝の整備は、庁舎の関係は新しくなっておりますけど、それ以外のところを全面的に改修されるということでしょうか。一部、跳ね上がりするところもありまして、以前、課長に言いましたら、近々改修するということで、そのときに一緒に直すということをおっしゃっておりましたので確認したいということ。

その下段の町道昭和町榊山線側溝整備事業ですけども、これも農協の裏の通りだと思いますけれども、以前、歩道を新設してほしいというような陳情があったところだと思いますけれども、これについての、どういうか、改修の内容というか、どの程度までやられるか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） まずページ5ページの町道榊山線側溝整備事業ですが、議員ご指摘のように、今の新庁舎、東庁舎沿いの警察前、農協前、改善センターの前になりますが、あの直線部の道路です。その側溝の改修ということで、全面側溝の改修を国の事業を導入しまして予定しております。

御存じのようにあの路線は台風の度にかんりの水、山手のほうの共同墓地のほうからですか、排水がありまして、側溝もかなり老朽化したということで。もともと町道ということですが、町道には今なってますが、元は国の国道であったもので、それを引き継いで今、町道で管理しておるわけで、今度新庁舎もできますことで、全面の改修をということ

で計画いたしました。

それから下段の分ですが、昭和町榊山線側溝整備事業です。これは今、岩井議員ご指摘ありましたが、農協のみどり市から国道56号線のほうへ抜ける、連絡しちゅう町道の分です。これ、ちょうどみどり市側に側溝がありますが、昔の現場打ちの側溝となっておりまして、舗装より一段、10 c mぐらい下がったところにあって、非常に車の行き来で不便をかけゆうところで、その分の側溝を含めた改修を予定しております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 岩井優之介君。

○4番（岩井優之介君） 改修することによって多少とも道路が広がるとか、そういうふうなことはないでしょうか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 道路の幅員につきましては、用地が限られております。それで、側溝は改修しますが、全幅自体、道路の幅員自体については広がり、用地買収してまで広める計画じゃないんで、ないです。しかし、段差があって側溝ぶたなんかが下がっておりますんで、実際の車の通行上は側溝幅分、40ないし50 c m分は今の状況より広い通行の仕方ができるようになって、安全面では向上するように思っております。

（4番岩井優之介君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

山岡義正君。

○12番（山岡義正君） 今回の補正の国保の件についてちょっとお聞きしたいと思います。

今回、国保が繰り出しとして3,000万円が計上されておるわけですね。それで、今年度合わせて7,000万円。この資料を見ますと1億3,000万円の赤字を、これを指摘されておるわけですが、今後、今、基金の繰り出しいうて、基金はあったわけですが、後のページ見ますと、やはり基金について、来年度7,000万円もし繰り出しすれば3,700万円しか残らんというような話になってます。今後の見通しとして、よそでは国保税についてはもう上げんと、こらいかねやというような時期に来ておるように聞いております。

うちの場合、四万十町の場合もこれ、基金は国保税を上げずにずっと来て、基金があるから取崩しをしてきたという経緯になっておると思いますが、今後の見通しとして、町長がどのように考えておられるか。このまんまで行くと、国保がパンクするというのは目に

見えておるわけですね。これが7,000万円で済みゃええんですが、今年度みたいに1億3,000万円も繰り出しをせんといかんというような状態であれば、来年度、ますますこれは、基金は当然ないなるというような段階に来ておると思います。今後の見通しとして、そこのお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 国保の繰り出しでございます。

今回、3月補正で当初4,000万の繰り出しプラス3,000万ということで、7,000万の繰り出しを計画しております。特に25年度におきましては、予想される単年度赤字が1億3,000万と見込んでおります。そういうことで、予算ベースでは今回、基金の若干の取崩しも含めて、総額で1億6,000万の取崩しを予定し、来年度、26年度予算含めて、ご指摘のように残金としては4,000万弱の基金しか残らないというのが予算ベースの計算でございます。

今後の方向ですけれども、今まで、23年度から4,000万ずつの取崩しと、それから基金の取崩しで不足額を賄ってきました。ですけれども、25年度、この年度については昨年度と同様に、2年前の前期高齢者交付金約1億円の精算金のマイナスが生じておりますので、この2年間で約2億円の前期高齢者交付金が入らないという特別な状況の年でもありました。そういうことですけれども、慢性的な、合併以来の5,000万から8,000万円ぐらいの幅で平均赤字を、ずっと慢性的な赤字を抱えておりますので、方向としましては基金の取崩し、そして一般会計の繰入れ、さらにそれでも足りない場合には国保税の見直しというような、この3本柱で行くような方向でございます。

ただ、26年度については、今回3,000万円お認めになっていただいたら、26年度中については補正の財源確保についてはある程度見込みが立ちますけれども、27年度以降については一部の一般会計の繰入れも残しながら、国保の税金の見直しというのもやはり視野に入れなければならないと考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 山岡義正君。

○12番（山岡義正君） と申しますのも、今年4月から消費税の関係等があって、いろいろな、もろもろの財政負担が増えてくるわけですね。そういった面で、一気に国保税を上げるとかいう段階に、果たしてええんかどうか。それよりは段階的に、少しずつでも、町民の方々にご無理言うて、それを段階的に上げていくという方法もあるんじゃないかな

というふうに考えるところです。

それで、こういった中で慢性的な赤字ということになれば、これは根本的なことを考えておかないと、どんどん負担が増えてくるということになりかねないと思います。ぜひその辺については新しい方策として、今年度はこれは補正として認めざるを得んと思います。ですが、来年度ほいたらどうするよというたときの計画がないままに進むわけにはいかんろうし、また、そういった意味では一般財源からの繰入れ等を含めて、基金の積立てとかいろんな面で策を講じないと、国保税はパンクするんじゃないかというふうに懸念するところです。ぜひそういった面で町長、どのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 国保財政については、合併以来ずっと税率を据え置いてまいりました。そういったこともあって、今、非常に厳しい状況に來ているところは確かでございます。

新聞紙上を見ていまして、この3月議会で各市町村、軒並み国保の税率を引き上げる予算等が提示をされておりますけれども、本町も平成26年度に向けてどうするかということと議論をいたしました。消費税率の引上げ等もあって町民の皆さんの負担も大きいということもあり、26年度については基金等の繰入れを行って何とか据え置いたままで、27年度からはいよいよ税率も引き上げということも最終的には考えていかなければならないと思っております。その場合に急激に引き上げということになりますれば非常に負担額も大きくなってくるわけでありますので、段階的に引き上げていくか、そこらあたりについては26年度におきまして、国保の運営協議会等のご意見もいただきながら決定をしていきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、27年度からは税率の引上げはやむを得ないと。それに向かって1年間検討していかなければならない時期に來たなというふうに思っております。

○議長（宮地章一君） 質疑途中ですが、暫時10分間休憩します。

午前 10 時 40 分 休憩

午前 10 時 50 分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

竹内常喜君。

○18 番（竹内常喜君） 一点だけお伺いをいたします。

予算資料のページ数が 9 ページの下段ですが、ブロック塀の耐震対策事業ですが、これについての内容が分かっておれば、お示しを願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） ブロック塀の耐震対策事業の件ですが、これはいわゆる通常住宅のブロック塀の、道路いいますか、避難路に面した面にある道路のブロック塀につきましては改修、もしくは新設、取壊しするのに補助金として 20 万円、今回は 7 件補正しております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18 番（竹内常喜君） これについては、そしたら古い壁を取壊して新設も認められる、それから耐震の結果、壊れそうな危険があるところについては補強もできるというような制度ですか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 今現在あるブロック塀を一回、点数表がありまして、その点数表に基づきまして見まして、ある一定基準の点を超える分につきましては補助ということで。多分やりたい思った方のブロック塀でしたら、ほとんど補助対象にかかると思います。それで、当然、今言いよったように、壊して新設ということで、要った費用の、20 万ですんで、かかる費用はかなり要ると思いますが、多少なりともの補助でブロック塀の安全対策を図りたいと思います。

○議長（宮地章一君） 竹内常喜君。

○18 番（竹内常喜君） これ、避難路に指定をせられた面に面した改修。それから、その他については適用がならんがですか。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 避難路いいまでも、通常どこの道路も避難に使う道路ということの判断で、改めての指定じゃないですけど、そういう道路に面した分のブロック塀につきましては補助としますということで。住宅と住宅の間の境界にあるブロックなんかは、当然道路に面してない分につきましては補助対象外と、道路に面したのはほとんど補助になりますというご理解をお願いします。

（18 番竹内常喜君「はい、分かりました」と呼ぶ）

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17 番（酒井祥成君） 繰越明許についてちょっとお伺いしたいのですが。

介護基盤緊急整備事業の繰越し 1 億 4,600 万。これ、見通しとしてはどうですか。本年度で一応の予定はできるというような方向でしょうか。

そしてもう一つは、社会資本整備の事業交付金、あるいは町道の改良 1 億 7,000 万ですが、これは 26 年度以降についての新規事業というか、継続の事業がたくさんありますけれども、そういうものとのマッチングといいますか、バッチングといいますか、どういうふうに事業が進捗できるのかどうか。そのあた리를含めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 繰越明許費の件ですが、担当しております建設課の事業の分につきましては、社会資本交付金絡みでは、当然計画立って継続的にやりゆう事業で繰越しております。

これは当然国のほうの 3 月の補正ということで、いわば前倒し的な意味もありまして、26 年度に計画しておるのを 3 月で補正して、国のほうが付けてくれて、土建業者、通常いいます 4 月、5 月、6 月の端境期いいですか、通常の割当年度やったら 6 月末に交付決定来て、7 月以降に当年度の工事が始まると。そういう 4、5、6 の工事が最も少ない期間にでも、これをやることによりまして建設業者のほうの工事も潤うんじゃないかというような意図もありまして国のほうの補正がかなり入ってきた分で、計画的にやりゆうがの中の前倒しという捉え方をお願いしたいと思います、改良事業の分につきましては。

以上です。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） 繰越明許の関係ですが、介護基盤の緊急整備事業の補助金。

これ、今、特別養護老人ホームを大井川のほうにやっておりますけども、若干アベノミクスがありまして、なかなか資材とか人材がそろわんということで、だいぶずれています。それを 6 月までにというふうなことも考えておりましたけれども、なかなか十分な人材がそろわないということで、8 月末に工事が終了すると、その分でございます。10 月以降に開所というふうな計画で今進んでおりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（宮地章一君） 酒井祥成君。

○17 番（酒井祥成君） 繰越明許につきましては、特に土木関係では工期の関係があると思いますよ。そういうことを考えたときに、新たな入札を今後やっていく上で非常にどうかと。例えば5月から6月ぐらいの2か月か3か月ぐらいの間にできる工事なのか。そのあたりも含めてやはり検討する必要があると。

それと同時に、新たに今後また入札にかけていかなければならないようなところが増えてくるということになりますと、予算的にも非常に消化するのが厳しくなってくるということもございますので。特に8月以降についてはまた台風の時期にもなってきますので、建設業者も非常に大変な時期になってくるのではないかというふうに思いますので、十分そこは配慮して取り組んでいただきたいというふうに思います。答弁があれば。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 発注時期、工期の話でしたが、当然繰越事業ということで、4月、5月あたりで工事発注ということを考えております。

場所によっては農作物とかの植付けの絡みもありまして、発注できない分につきましては一時的に中止するとかいうやり方もありますが、今、土建業者のほうも人手不足とか資材不足も、かなり工事が集中した関係であっておりますので、そのあたりは十分現場見ながら、地域とも話ししながら工期については考えて、順次工期内に終われるようなところから手を掛けて発注していきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

岡峯久雄君。

○19 番（岡峯久雄君） それでは補正予算資料の2ページの上段の一点を伺いたと思います。

先ほど事業費等については2番議員から質疑がありましたけれども、用水路改修の7か所と農道舗装の4か所の箇所。

それと、この箇所というのは中山間の直接支払制度、協定集落、または団体以外の場所なのかを伺いたと思います。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 2ページ上段の農業基盤整備促進事業の件ですが、用水路7か所、農道舗装4か所の場所の件でしたが、今現在、25年度当初のほうで、広報のほうで募集いたしました。この件につきましては広報に載せて、農業基盤の事業がありますということで。その募集に基づきまして、今、申込みがあった順番といいますか、できると

ころから。一応用水路につきましては、まず箇所申しますと、打井川地区、大正大奈路地区で2件。また打井川地区であと2件。打井川地区合わせて3件と、大正大奈路地区の2件が用水路です。それから天ノ川地区、柳瀬地区、これも用水路となっております。これ、以上合わせまして7件ですか。

あと舗装が、上宮地区3件、大正下津井で1件、合わせて4件が農道の舗装分という箇所付けになっております。

それと中山間の絡みですが、それは当然かぶっても影響はない事業ですんで。直接支払いの件ですか、はい。

○議長（宮地章一君） 岡峯久雄君。

○19番（岡峯久雄君） ただ、中山間の直接支払制度のことを併せて伺ったのは、ご承知のとおり、農家に50%、大体公共的な協定結ばれたところに50%、ハード面を主体に事業をしてますよね。

だから、これ、一般財源からも430万拠出の予定ですけども、結局行政側として例えば中山間の直接支払制度の事業費でやれないかという。例えば指導とか、このお伺いは立てたのかどうか。その部分をちょっと確認というか、聞きたかったわけですけども、この点についてお願いをします。

○議長（宮地章一君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 議員ご指摘のとおり、内容的には中山間のほうでも水路の補修的な事業はできます。しかしながら、簡易なということで、事業主体が、当然地域の方が事業主体となってやるのが中山間となっております。

この農業基盤につきましては、当然国の補助ということで、発注は町が事業主体でやります。正規の通常の請負契約した工事の発注形態を取ってやります。それで、事業量が多いということで、事業費もありまして、なかなか正規のやり方でやるのと、簡易な事業主体が地元主体でやるのの違いがありまして、両方とも同じ地域でも入っちゃう地域は確かにあります。そのあたり、それで中山間直接支払いのほうでやらないかというような問い掛け、投げ掛けについては直接地元とはやっておりませんが、調整は当然話の中に出てきます。申込みに来た段階で中山間でここもやりゆうが何とかならんかと、この事業に入らんかと、そのさびわけは十分うちの建設課のほうでやりまして、箇所付けしておりますんで、問題なかろうかと思っております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 二点お聞きしたいと思いますけども、先ほど繰越明許について酒井議員からも質問があったわけです。私、民生費3款の中で日常生活圏域ニーズ調査事業、350万ですが、これを繰越しせなきゃならんという理由がちょっと、いつこの予算が通ったのかも記憶がありませんが、なぜ繰り越さないかんのか、この理由をお聞きしたい。

それと町長、今回の補正で合併以降最大規模の一般会計予算187億ということになりました。ご承知のように、特に本年度は大規模な公共事業投資をやった結果です。それに伴って、地方債の合併以降残、増をしておると。公債費も安定的に20数億の償還をしながら財政運営をやっているということの内容だと思うわけですが、そういった中で今回、補正の中で、地方交付税3億5,000万余りが留保財源が入れたがでょうが、その基金がそっくり基金に回ったという数字の見方ができるわけです。その中で今年度末の基金を、17ページを見ていただければ大体各種の基金が、見込額が出ています。この基金等についても年度基金も積み上げを増している状況が分かるわけです。そういった中で、財調、減債、施設等整備基金を見てみると、財調が22億、減債が10億余り、施設等整備基金が15億余り、16億近いですが、大体今年度で大きな公共事業も終わっていくだろうということも町長も発表されておった中で、予算の資料の中でもありますように、今後想定される大規模改修などに今後使うためにという、修繕等に充てるためにそういう形で施設等整備基金も基金に積み上げて今年度も16億弱になるわけですが、この積立ての額が増やすことがいいのか、それとも緊急な住民ニーズに合う形でできるだけ留保財源を基金じゃなくて町民のためにお返しするという手法もあるのではないかなと私は思うわけですが、今後施設等整備基金15億7,000万、これは、当然目的があつてのことだろうと思うわけですが、町長は、今後は大きな公共事業も施設等の事業も余りないというなれば、これうまくもつこう、住民に還元できる。また、単年度単年度、住民の要望に応じていくということも一つの手法ではないかなと思うわけですが、そこあたりは基金の積立ての基本的な考え方、余ったら基金、余ったら基金というのは基本的にいいのかなのか。その点お聞きをしたいというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 健康福祉課長市川敏英君。

○健康福祉課長（市川敏英君） ページ8 ページの日常生活圏域のニーズ調査のことです

が、これは四万十町の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の第6期の分に対して、来年度その計画に入るわけですが、前年度にニーズ調査を行った上で、それを行っていくということになっております。12月の議会で予算を追加させていただいて、すぐに着手する予定ではございましたけども、そこに至るにも、県のほうの方向性も、国のほうの方針もありまして、若干遅れて12月に予算計上させていただきました。そしてその後すぐに出せれば良かったんですけども、なかなかその調査内容についてうちのほうでも議論もしたのもちょっと時間がかかりましたし、なかなか、その業者さんの選定にも遅れておりまして、その後現在ニーズ調査をし、今回回収もしておるところでございますが、何分にも高齢者、65歳以上の高齢者に向けての調査でございまして、回収の率が低くなります。したがって、その補填のための時間も思ったよりかかるということも含めまして、今回最終的なまとめをするには3月末じゃ難しいということを含めましてのお願いでございました。なるべく早く、それも仕上げていきたいとこでございますが、やはり、予想どおりと言いますか、高齢者の方が直接役場に來られて内容を聞き取らないかんようなこともたくさん今起こっております。そういうことで、時間が若干かかっておりまして、繰越補正をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長(宮地章一君) 町長高瀬満伸君。

○町長(高瀬満伸君) 施設等整備基金についてお答えをさせていただきます。

ここにありますとおり、現在15億7,700万円、これが基金、いわゆる貯金ということで蓄えているお金でございますが、これを町民に還元すべきではないかというご質問でありますけれども、ご承知のように平成28年から非常に町の財政も徐々に厳しくなっております。交付税の算定の基礎が見直されまして、総合支所等を有する市町村については、交付税の見直しによって、当初予定をしておりました減額の幅が若干少なくなってきましたので、非常にありがたいなと思っておりますけれども、28年度から徐々に厳しくなってくることは、これはもう予想をして、それに対する対応も考えていかなければなりません。四万十町は非常に面積も広い、そして各地域に保育所・学校、あるいは公共施設が多数あるわけでございますけれども、その修繕あるいは改修、そういったものも順次行っていかなければならない時代も来ると思っております。特に耐震という面におきましては、今後どういった形でやらなければならないか、非常に頭の痛いところでございますけれども、そういった時代に備えて、ある一定の貯金というものは必要だろうというふうに思ってお

ります。今の金額が少ないか多いか、そこは議論のあるところでありますけれども、基金が16億近くになったので、それを町民に還元するというよりも、来るべき冬の時代に備えてその貯金を持ってそういった時代を迎えていきたいという思いでございます。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 繰越明許の答弁いただきました。

私の近くの方からも、アンケートが来たと。そのアンケートの中身は「自分でどこぞへ買い物に行きますか」、そういうアンケートのことやと思いますけれども、12月で可決した予算がアンケートですので、当然100%回収ということはあり得んだろうし、その方も「人をばかにしちよせんか、私らあ」と。元気なもんが「買い物に行けますか」というアンケートを取られたら嫌な思いもしてるので出さんという方も結構おられるがですね。その調査だと思うわけですけども、言いたいのは、せっかくこういった、12月に可決した3か月经った段階で、回収が少ないからということで、26年でまだ計画が立ってない、当初から立てないというのは私はどうかなという思いで、単純にできなかったら繰越明許でええんだろうというような執行部の考え方はないだろうと思いますけども、そこは厳しく、できるだけ繰越しをしないと。当然公共事業なんかは国の考えによって3月補正しますので、それですぐやれということはできませんが、12月に可決したニーズ調査は、やればできるんじゃないかと私が思いましたので、ただ単に回収がないからという形では、ちょっと繰越明許するのはどうかなという私の基本的な考えがありましたのでお聞きしました。

町長、私も決して貯金を使えと言うがでなくて、当然改修もせないかんでしょうが、それであれば財調のほうに、やってはまた理由にこう、施設というのはあくまでも施設のお金だと。使えるお金だと。財政調整基金というのは、またフリーに可能性がありますんで、そこら辺のやりくりがちょっと私一議員としては、金が分かんわけですね。そこらやったらもう財調に貯めておいて今後余り施設整備の改修事業がなければ財調のほうがいいのではないかなという単純な思いがありましたので、15億7,000万も施設等整備へ入れるのであれば、単年度へはちょっと違いますけれども、であれば財調のほうに基金を入れたほうがもっと自由にいろんな面で町民に還元できるのではないかなという思いがありましたので、そこら辺の財調と施設等整備基金、また減債。そこら辺の残ったお金を配分するというのは、何か方式があるんでしょうか。あくまでもそれは町長の考え方一本で基金はどうでもなっていくんだというのであれば、財調の基金に積立てたほうが今後の施設等

整備基金に使う率が少なければ、財調のほうがいいのではないかなと私は思いますので、お聞きをしたいところですが、そこら辺は町長のさじ加減一本で基金はどこへでも入れるということによろしいのでしょうか。それと併せて、8,500万、園芸作物の基金が、今年度も一切使われてません。私も百姓ですので、そんなに最低価格も上がってないなど。現実には生産物の単価も上がってない状況の中で、ずっとこの8,500万積みっぱなしながです、ほとんど崩しがない。もう少しそこらあたりは、農家のために、積立てた基金ですので、積立てておくだけが能ではないのではないかなと。当然恐らく生産協議会があるので、協議会で話をしながらという答弁が今もらってますが、ずっとこれぐらい貯まってますんで、もう少し農家所得が目減りする中で、これを使って貯金してても利子はわずかなものでしょう。もう少し還元できるような方法を町と協議会のメンバーで考えてみてはどうかという思いがありましたので聞きますが、どうでしょうか。

○議長（宮地章一君） 財政班長大元学君。

○総務課財政班長(大元学君) お答えしたいと思います。

まず基金の財政調整基金とそれから施設等整備基金についてでございますけれども、財政調整基金は何にでも使えるお金ということで自由はきくんじゃないかなというご提案もいただきました。一方、施設等整備基金につきましては、特定目的のための積立基金ということでございまして、少し申し上げにくいんですけれども、財政調整基金に積立てることも可能でございますが、財政調整基金に入るとかなり四万十町、予算的に余裕もあるかなというような捉え方もされますし、一方施設等整備基金については当然目的基金ということで、例年、例えばクリーンセンター銀河とか、そういった施設も大規模な改修が必要になってまいります。そのときにはどうしても数千万単位で基金の取崩しなんかしておりますし、26年度当初予算では本庁舎の取壊しということで、また9,000万余りの基金の取崩しも予定さしていただいております。そういったところもありますし、また今後合併後出来上がりましたケーブルテレビ、そういったものの更新とか、そういった大規模なものも必要になってくると思いますので、そういったものに備えて、施設等整備基金のほうに積立てをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（宮地章一君） 大正産業建設課長永尾一雄君。

○大正総合支所産業建設課長（永尾一雄君） ご指摘の園芸作物価格安定基金でございますけれども、前々回でしたか、議員のほうからも質問がございました。基金を残すのかと

ということでございましたけれども、前回申しましたように、この協議会がございまして大正・十和につきましては、基金を取り崩さないで今のとおりでまだ進んでいきたいというような意見でございました。またこれは大正・十和ですけれども、窪川地域も網羅したということも考えたところですが、窪川の作物の生産者が加入するかどうかというのはちょっと不明な部分がございます。これに入らなくてもいいんじゃないかというところもございますので、今後協議会の中でもそういう意見があったということで精査もしていきたいというふうに思っておりますので、どうかこれでご了承願いたいと思います。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 園芸作物については、十分内部で検討してもらいたいなというふうに思ってます。

町長、私自身も確かに町債は残高が微増ではありますが、それに安定的に償還もしながら積立てもしておるということで、県下でも本町は、財政のランクはちょっと分かりませんが、一般質問でやるつもりですが、決して悪い方ではない。いいほうだと私思ってますが。それがゆえに、町民ニーズは多様化してます。基金だけが金だけがやはり住民のためではありませんので、やはり緊急性のあるものは積立てもよりも単年度早い年に、年度で応えてやるというような姿勢があってほしいなという思いがありましたので、どうも今回の補正は3億5,000万、そのまま交付税の留保財源がそのまま積立てになってますので、そこら辺はやはり新年度の中で考えてほしいなという思いがありましたので、質問をいたしました。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

橋本保君。

○9番（橋本保君） 基金について関連をしてお聞きをしておきたいというふうに思います。

今回の基金については、3億5,400万が基金として積立てをされるわけですが、25年度末の基金残高については、一定75億余りになってきております。こういう基金の積立てをしていく中で、今回は一定余りが出たというか、そういう形の中での基金の積立てということかなというふうな理解をするわけですが、先ほどの話の中にありましたが、今から国保税あるいは介護保険あるいは福祉関係等々について、非常にお金が必要になってくる時期だろうというふうに思います。そういう中で、目的基金としてこういった基金を積極的

に当初からやはり基金として積立てをしていくような考えを、今からはしていかななくてはいけないんじゃないかなというふうに思います。そういう中で町長として、やはり今から団塊の世代が非常にこういった福祉のことについては、お金が必要になってくる時期が来るだろうというふうに思います。それから国保税も高騰してきます。介護保険も高騰当然してきます。そういう中で、ぜひ町長としてやはりこの基金については積極的に積立てをしていくというふうな姿勢があるのかどうか。その辺お聞きをしておきたいなというふうに思います。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 合併をして、この平成25年度末で大規模なプロジェクトについてはほとんど終了をしたということになります。そういった中で、こういった基金の積立てができて、現在総額で76億ということでございますけれども、今後着実に少子高齢化も進んでまいりますし、また、前段の質問にもございました国保税の引き上げ、そういったものも行わなければならない時代にもなっておりますが、できるだけ町民の皆さんの負担を軽減するような形でそういった高齢者福祉なり、社会保障関係、そういったものも進めなければいけないというふうに思っております。そのためにも、先ほども申しましたが、冬に備えて一定の基金は持って、それを活用しながら町民負担の軽減を図りながら財政運営を進めていく。非常に難しい課題ではありますが、そういうふうに行っていきたいと思っております。そのための基金の造成というのは非常に今後重要になってくるわけございまして、財政状況とのバランス等も見ながら、基金についてはこれまでどおりの考え方で活用をしていきたいと思っております。

○議長（宮地章一君） 橋本保君。

○9番（橋本保君） 確かに基金の積立てはされているわけですが、先ほども言いましたように、国保税なんかも当然もう底をついてきています。これも目に見えてますので、ぜひ国保税についても国保についても基金をやはり積極的に積立てをしていくということが必要だろうというふうに思います。それから高齢者福祉、先ほど言いましたが、当然もうこれは目に見えてきます。例えば在宅介護も増やしていかななくてはならない時期も来るのではないかなというふうにも思います。そういったことも含めて、やはり目的に応じた基金の積立てをしていくことが非常に重要だというふうに思いますので、その辺をぜひ町長にはこれから積極的に取組をしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮地章一君） 町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 国保財政につきましては、非常に基金を繰入れをしながらこれまで窮地をしのいできたということもありまして、基金の額も非常に少なくなってきておりますけれども、やはり何かあったときの対応という意味におきまして、基金が0というわけにはまいりませんので、そのための基金の造成ということも当然必要になってこようかと思っております。そして地域福祉基金、現在も積立てて一定の額は備えておりますけれども、介護保険の制度の見直し等によってどういうふうな町民負担が増えていくのか、その辺もこれから非常に難しい判断を迫られるときが来ようかと思っております。議員さんおっしゃられるとおり、多目的福祉あるいは保健医療、そういったものに対しての基金の造成というものも今後考えていかなければならないと思っておりますので、今後ともご指導をまたよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第5号平成25年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第13 議案第6号平成25年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第14 議案第7号平成25年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第15 議案第8号平成25年度四万十町国民健康保

険十和診療所特別会計補正予算（第２号）、日程第16 議案第９号平成25年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第２号）、日程第17 議案第10号平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）、日程第18 議案第11号平成25年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、以上、議案第６号から議案第11号までの６議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第６号から議案第11号までの六つの各特別会計補正予算につきまして、一括して提案理由をご説明を申し上げます。

まず議案第６号平成25年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）でございます。今回の補正は、主に予算の精査によるものでございますが、歳出につきまして12月診療分まで確定をいたしました医療費を基に推定をいたしました結果、２款の保険給付費で4,029万1,000円、７款の共同事業拠出金で900万6,000円をそれぞれ増額をいたしております。

次にこれを賄う歳入でございますが、３款の国庫支出金で4,290万4,000円を減額する一方、５款の療養給付費交付金で1,614万6,000円、７款の共同事業交付金で1,307万3,000円、９款一般会計繰入金の財政調整繰入金で3,000万円、基金繰入金で2,630万1,000円をそれぞれ増額をいたしております。

なお、財政調整繰入金の増額についてでございますが、一般会計の提案理由でもご説明を申し上げましたとおり、本特別会計におきましては、収支不足に対応するため基金の取崩しと財政調整に係る一般会計からの繰入れを行っておりますが、翌年度において更なる財源不足が予想されますことから、当初予定をしておりました財政調整分の繰入金4,000万円に加え、今回3,000万円を増額をすることによりまして、翌年度における国保財政の収支均衡と被保険者の経済的負担の軽減を図ることといたしております。

この結果、第１表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正は歳入歳出それぞれ4,700万円の増額補正となり、累計予算総額は28億200万円となっております。

なお、この補正予算案につきましては去る２月27日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をさせていただきまして、適当である旨の答申を頂いていることを申し添えさせていただきます。

次に、議案第７号平成25年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第２

号)でございます。

今回の補正の主な内容でございますが、歳出につきましては総務費で臨時賃金等の精査により237万2,000円、医業費においては医薬材料費や保守点検委託料等の精査により、704万9,000円をそれぞれ減額をいたしております。

一方歳入につきましては、診療収入で945万円、手数料と諸収入で35万円をそれぞれ減額をいたしました。

この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正は歳入歳出それぞれ980万円の減額補正となり、累計予算総額は3億3,200万円となっております。

続きまして、議案第8号平成25年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明をいたします。

今回の補正は主に予算の精査によるものでございますが、内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。この結果今回の補正は、歳入歳出それぞれ440万円の減額補正となりまして、累計予算総額は1億3,080万円となったところであります。

続きまして、議案9号平成25年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算(第2号)であります。

今回の補正は予算の精査及び財源の組替えによるものでございますが、内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。この結果今回の補正は歳入歳出それぞれ増減はなく、累計予算総額は1,051万円となっております。

続きまして、議案第10号平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)でございます。

今回の補正につきましては、主に予算の精査・見直しによるものでございますが、内容につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ244万2,000円の減額補正となり、累計予算総額は2億9,000万円となったところであります。

最後に、議案第11号平成25年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は本年1月までの事業実績に基づく予算の精査によるものでございます。

まず歳出でございますが、1款の総務費を増額する一方、2款の保険給付費、5款の地域支援事業費をそれぞれ減額をいたしております。

なお、これを賄う歳入といたしましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,280万円の減額補正となり、累計予算総額は25億3,200万円となっております。

以上6件の補正予算案につきまして、ご審議の上ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 国保特別会計ですが、歳入の中で国庫の支出負担金が、補助金と負担金が4,300万余り減額になってますわね。これは説明に負担金が2,500万余りと補助金の中の交付金が1,700万減ったということは、医療費が少なかったという見方なんではないか。その辺がちょっと私自身分かりませんので、この負担金の2,400万と補助金の1,800万の減の理由についてご答弁ください。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 今回の歳入におきましては、国庫支出金で負担金と補助金、合計で4,200万円の減額をしております。これについては1月に今までの12月分までの医療費の変更申請を行って、それによります決定額をある程度精査した額でございまして、12月までの現予算から比べて4,200万円減ったということで、これは医療費に伴うこともさることながら、その補正係数とかあらゆる計算方式、それから国の予算の関係等があって決まるものでございますので、単純に医療費が増えた減ったということでこの額が変動するということもないと思います。負担金についてはある程度医療費が増えると負担金も国からもらうお金も増えます。補助金についてはちょっと若干不透明なところもありますけれども、今回12月までの負担金補助金について若干見直しをかけたと今回。申請によって見直しをかけて今回結果的には減ったことになってます。これに対しては医療費の増えた減ったという連動は今回はしてないです。

歳出のほうも今回見通しで4,000万ほど歳出のほうの医療費が一般被保険者と高額については少し足りないかなというような見込みが出ましたので、補正をかけてますが、不用額について決算時に国保の場合、かなりの不用額が出ますけれども、1か月当たりの医療費

が約1億5,000万から2億円近い医療費がいつてますので、その精査、1か月単位で2、3,000万円の移動がありますので、その部分についてかなり毎月のような精査をした関係でたまたま今回歳出の医療費は増額したけれども、国庫負担金については減額になったというような形で、ちょっと議員おっしゃった医療費が増額したけども負担金が減ったというふうなちょっと矛盾になってますけども、そういった申請の段階の12月までの医療費、1月から3月までの医療費の推定、そういったものを考慮してからの考え方ですので、内容によってはいろんな計算方式がありますので、単純な医療費の増加には連動してないと思います。今回精査ですので、12月までの負担金の計上額、そういったものについて若干大幅に計上、過大に計上した結果今回マイナスになったというような形にはなっております。

以上です。

○議長（宮地章一君） 田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 担当課長から答弁いただきましたけれども、担当課長は専門ですので分かるかもしれませんが、その答えを聞いている本人がちょっと理解に苦しむのは、歳出見てもらえますか、88ページ。保険給付費のこれ、あ、保険給付費は増額になってます。しかし、だから普通一般的には補助金が国のさじ加減一本で各自治体におまんくはこればあ給付費は下がったけどこればあ余分にやらあやとか、そういうのではないのではないかと思うわけですね。やはり一つの計算式に基づいて当然給付費が上がれば上がるのではないかと思うわけですよ。負担金もそうじゃと思うがで、国が当然自治体にこれだけ分負担しようということですので。それが連動してない、給付費が上がるからといって補助金負担金が上がるわけではないというては、じゃ、どういう国は計算方式でやりゆうかなと。いや、答弁を聞きよって私疑問に思うたがですよ。そこら辺がさじ加減一本で補助金もあんたくは減すというのじゃなくて、計算に基づいていくのではないかと私は思いましたので疑問感じたわけですが。もう少しこう、分かりやすく答弁ください。

○議長（宮地章一君） 町民課長柴久幸君。

○町民課長（柴久幸君） 当初は前年度、一応実績を元に計算して医療費に対する国の負担金32%になりますけどもそういったものを計上しております。ただ、補正の段階ではなかなか今回の補正については医療費と国の負担金、連動しておりません。医療費については今、毎月毎月医療費が要りますので、その医療費が4月まで払うお金が払えるかどうかについて今回4,000万の増加を認めさせていただきたいということと、歳入については過

日、国・県のヒアリングの中で申請を行なった額が決まりましたので、今回、前回補正の額から決まった額は4,000万円少なかったということです。ただ、この実績については6月ごろ、26年度に入っての実績になります。昨年度も4,000万円ほど先食い、先にもらっていた経過があって、25年度になって24年度の実績で4,000万円今回返還したという事実もありまして、実績と変更という部分では若干食い違いもありますので、今回の補正については、歳入はあくまでも決定した額、歳出はあくまでもこれから要るだろうという額を精査したということで、歳入歳出の連動については、今回はありませんのでご理解いただきたいと思います。

(3 番田邊哲夫君「分かりました」と呼ぶ)

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第6号平成25年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これより議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第7号平成25年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第8号平成25年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第9号平成25年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第10号平成25年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第11号平成25年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第19 議案第12号平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第20 議案第13号平成25年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）、日程第21 議案第14号平成25年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第22 議案第15号平成25年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）、以上、議案第12号から議案第15号までの4議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは議案第12号から議案第14号までの各特別会計補正予算並びに議案第15号の水道事業会計補正予算につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第12号平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

今回の補正は、予算の精査・見直しによるものでございますが、その主な内容につきましては、歳出予算のうち、まず総務管理費におきまして、コンビニ収納に対応するため納付書等の印刷製本費として23万8,000円を増額をいたしております。

次に、施設増補改良費におきましては、予定しておりました道路改良工事の延期等に伴いまして、配水管布設替工事費808万円を減額をいたしております。

また、建設改良事業費におきましては、工事請負費、実施設計委託料及び用地購入費等の精査によりまして、383万2,000円を増額をいたしております。

次に、公債費でございますが、起債償還元金におきまして、財源の組替えを行い、同じく利子におきましては224万円を減額をいたしております。

なお、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正は歳入歳出それぞれ625万円の減額補正となり、累計の予算総額は9億6,170万円となったところであります。

続きまして、繰越明許費でございますが、十川簡易水道統合事業につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費として第2表に記載のとおり総額1億1,128万6,000円を計上いたしております。

なお、第3表の地方債補正につきましては、建設改良費の増額により限度額の変更を行なうものでございます。

続きまして、議案第13号平成25年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

本事業は、貸付先からの貸付金元利収入や県補助金が主な財源となっておりますが、不足分につきましては、例年、一般会計からの繰入金により対応してまいりました。しかしながら本年度におきましては、平成21年度に実施をいたしました公的資金補償金免除繰上償還に伴い、公債費が減少をいたしましたことや、今回法的措置により貸付金元利収入で

1,833万3,000円。また、回収不能債権に対する県からの補助金で1,305万5,000円がそれぞれ増額となりまして、必要な事業費以上の歳入が確保できましたため、余剰となりました3,121万8,000円を一般会計へ繰り出すことといたしております。この結果、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、今回の補正は歳入歳出それぞれ3,160万円の増額補正となり、累計予算総額は4,030万円となったところであります。

続きまして、議案第14号平成25年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。

今回の補正は予算の精査によるものでございますが、歳出の維持管理費におきまして、施設の修繕料120万円を減額をいたしております。なお、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりとなっております。

この結果、今回の補正は歳入歳出それぞれ120万円の減額補正となり、累計予算総額は3,050万円となっております。

最後に、議案第15号平成25年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正の主な内容でございますが、事業費用におきましてコンビニ収納に対応するため納付書等の印刷製本費として20万円を増額をいたしております。

次に、資本的収入のうち補償金におきましては、道路改良工事に伴う補償対象の配管移設工事により、補償金の受入れが発生をしましたため、404万円を新たに計上いたしております。この結果、累計事業費用は1億1,817万7,000円となりまして、累計資本的収入につきましては404万1,000円となっております。

以上4件の補正予算につきまして、ご審議の上ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

田邊哲夫君。

○3番（田邊哲夫君） 一点だけお聞きをしたいと思います。議案第14号です。農業集落排水事業特別会計ですが、今回事業費の減ということで120万ですが、一つ窪川・大正・十和それぞれ農業集落排水事業の農業排水があるのですが、施設があるわけですが、下水道もそうなのですが、施設と言うのは。非常に水中ポンプ等の摩耗が水と違って非常に様々な原因で摩耗が激しい機械類があると思うわけですね。そういった中で今回120万減額ということ

ですが修繕費に。どういう形で交換いたしますかね。壊れてから交換するのか、ある程度耐用年数があって、計画的にそういった機械類は順次交換しながらこう維持管理やっているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（宮地章一君） 上下水道課長高橋一夫君。

○上下水道課長（高橋一夫君） 機械類の耐用年数に付く修繕ということになると思います。今回、議員の言うとおり、この修繕費は水中ポンプの交換費用を当初予算に見込んでおりました。と言うのは、昨年、その前の年、江師・宮内地区について電気系統の保守点検いたしますか、一斉点検をしまして、それに基づいて今回当初予算に議員のおっしゃるとおり、水中ポンプの取替え予算ということで計上しておりましたが、その計上の仕方としては、点検のしたときに耐用年数等から換算しまして点検をします。それからそのときの電気抵抗値、それによって当初予算に計上したところでございます。ところが、実際予算の上げた場所で、ポンプ等を再度電気抵抗値、それから異音等を再度確認する、まだしばらくは持ちそうだということで、予備が1台2台ありますので、1台がいかんなくてももう1台が回るような状態でございますので、またしばらくちょっと様子を見れるんじゃないかということで、今回は取り換えをせずに修繕費に落としたところでございます。その点検というのは、電気系統の総点検したのはおとしが初めての点検でございました。それである一定の機器については点検で電気抵抗値が落ちてるとか、異音がしてるとかというのは、予算を組んで計画的に交換しているところでございます。なかなか点検費用もかかりますので、やはり5年、大型機器類は8年の耐用年数が大体主なものでございますが。8年に一遍ぐらいは総点検をして計画的に機器を換えなくてはいけないのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（宮地章一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第12号平成25年度四万十町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第13号平成25年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号平成25年度四万十町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号平成25年度四万十町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮地章一君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第23 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、人権擁護委員の任期が満了したことに伴う高知地方法務局長からの推薦依頼に対するものでございまして、候補者といたしまして、四万十町大正352番地1、林正憲氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

林氏は、昭和48年4月、旧大正町役場職員として採用され、合併により四万十町役場職員となり、平成25年3月に退職するまでの40年間で全体の奉仕者として人権問題に関わりを持ってきており、これまでの経験を生かして人権擁護委員の使命を果たすことができるものと考えており、人権擁護委員として最適任であると確信するものでございます。ご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の説明が終わりました。

お諮りします。本件は、お手元にお配りしました意見のとおり答申したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員の

候補者の推薦につき意見を求めることについてはお手元にお配りしました意見のとおり、適任と答申することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第24 議案第16号高幡障害者支援施設組合規約の変更についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第16号高幡障害者支援施設組合規約の変更について提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正されることとなったことに伴い、高幡障害者支援施設組合規約の関連する箇所について変更をする必要が生じたものでございまして、この変更につきまして、地方自治法第286条第1項及び同法第290の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第16号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第16号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第25 議案第17号四万十町地域交流センターくぼかわ設置条例の制定について、日程第26 議案第18号四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、日程第27 議案第19号四万十町社会教育委員条例の一部を改正する条例について、日程第28 議案第20号四万十町立公民館条例の一部を改正する条例について、日程第29 議案第21号四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例について、日程第30 議案第22号四万十町給水条例の一部を改正する条例について、日

程第31 議案第23号四万十町十和林业研修センター条例を廃止する条例について、以上、議案第17号から議案第23号までの7議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第17号四万十町地域交流センターくぼかわ設置条例の制定についてから議案第23号四万十町十和林业研修センター条例を廃止する条例についてまでの7議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第17号四万十町地域交流センターくぼかわ設置条例の制定についてでございますが、本議案につきましては、本年3月完成の本庁東庁舎へ地域コミュニティの活性化に資するとともに、文化の振興及び地域福祉の向上に寄与することを目的としたコミュニティ施設を併設をしております、このコミュニティ施設を地域交流センターとして利用するため、管理運営の基本的な事項について条例を制定しようとするものでございます。

次に、議案第18号四万十町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、高知県人事委員会の平成24年10月9日及び平成25年10月15日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告を考慮し、55歳を超える職員の昇給及び給与構造改革における経過措置額について必要な改正をしようとするものでございます。

主な改正の内容といたしましては、まず昇給制度の改正といたしまして、55歳を超える職員の昇給につきましては、勤務成績が極めて良好、又は特に良好である場合に限り行おうとするものでございます。

次に、給与構造改革における経過措置額の段階的廃止でございます。給与構造改革における経過措置額、いわゆる平成18年に行われました給与構造改革の際の現給保障につきまして、平成26年度は当該額に2分の1を乗じて得た額で5,000円を上限として減額をし、平成27年度以降も5,000円ずつ減額して、最終的には廃止をしようとするものでございます。

続きまして、議案第19号四万十町社会教育委員条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第3次一括法の施行により、社会教育法の一部が改正をされまして、社会教育委員の委嘱基準は市町村の条例で定めることとされたことか

ら、本条例に委員の委嘱基準を定めるものでございます。委嘱の基準につきましては、条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める文部科学省令に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のある者の中から委嘱するということにいたしております。

続きまして、議案第20号四万十町立公民館条例の一部を改正する条例についてでございますが、本議案は十和公民館を廃止するもので、関係する事項及びその他の事項について条例の一部改正を行うものです。十和公民館の廃止につきましては、現在の施設が昭和38年建築で50年が経過をいたしており、老朽化が著しいことや、耐震診断で補強が必要との結果が出ていたことなどから、廃止を決定したものでございます。

なお、廃止後の施設につきましては、取壊しを行うことといたしておりまして、跡地へは新たに昭和地区基幹集落センターを建設する予定でございまして、現在はその準備を進めているところでございます。

次に、議案第21号四万十町簡易水道事業等設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、平成24年度より国の補助事業を受けて整備を進めています十川簡易水道統合事業のうち、口大道地区の給水が平成26年度中に開始をされる見込みとなりましたことから、給水区域を定める本条例の一部を改正するものです。また、この改正に併せまして十川簡易水道に統合されました3施設について整備を行っております。

次に、議案第22号四万十町給水条例の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、議案第21号に関連するものでございまして、十川簡易水道統合事業のうち、口大道地区の給水が開始されることに伴い、四万十町簡易水道事業等設置条例の一部改正に併せて、十川簡易水道に統合されました3施設の削除を行うものでございます。

最後に、議案第23号四万十町十和林業研修センター条例を廃止をする条例についてご説明を申し上げます。

四万十町十和林業研修センターは、昭和50年に鉄筋コンクリート造り、鉄骨造りで建築をされました地上2階建ての建物でございますが、昭和56年の建築基準法改正前に建築をされました施設でありますことから、耐震診断を実施をしたところ、耐震判定値を満たしていないことが判明をいたしました。このため今後の施設の活用方法等について、指定管理者であります、旧四万十中央森林組合と協議を行いましたところ、当該施設は1階部分が当森林組合の事務所でありますことから、建物全体を合併後の四万十町森林組合として

の会議室や、地域の集会の場として活用をしていくという結論に達しましたため、耐震補強工事を実施をし、四万十町森林組合に譲与を行うことといたしました。

以上のことから本施設を譲与するに当たり、四万十町十和林業研修センター条例を廃止をするものであります。

以上、7議案につきまして、ご審議の上ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第17号から議案第23号までの7議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第17号から議案第23号までの7議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第32 議案第24号四万十町ケーブルネットワークに係る指定管理者の指定について、日程第33 議案第25号四万十町ホビー館に係る指定管理者の指定について、日程第34 議案第26号四万十町打井川地域づくりセンターに係る指定管理者の指定について、日程第35 議案第27号四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」に係る指定管理者の指定について、日程第36 議案第28号四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定について、以上、議案第24号から議案第28号までの5議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第24号四万十町ケーブルネットワークに係る指定管理者の指定についてから議案第28号四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」に係る指定管理者の指定についてまでの5議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本5議案につきましては、いずれも公の施設の指定管理者の選定に係るものでございまして、五つの施設とも指定管理者による管理運営を行ってきた施設でございますが、本年

3月31日をもちまして指定期間が満了をいたしますことから、新たに指定管理者の選定を行うものでございます。今回ご提案を申し上げます5施設の指定管理業務につきましては、現在までそれぞれの施設ごとに地域の特性を生かし、施設の設置目的に沿った適切かつ効果的な運営がなされているものと認められるところでございまして、同一の団体等を再度指定することで、今後におきましても施設の効用を最大限に発揮し、安定的な管理運営が実施されるものと判断をいたしまして、議案第24号では四万十町ケーブルネットワークの指定管理者として公益財団法人四万十公社を、議案第25号では四万十町ホビー館の指定管理者として株式会社奇想天外を、議案第26号では四万十町打井川地域づくりセンターの指定管理者として四万十町打井川地区会を、議案第27号では四万十町道の駅物産販売施設「であいの里」の指定管理者として高知はた農業協同組合を、また議案第28号では四万十町オートキャンプ場「ウエル花夢」の指定管理者として株式会社エコロジー四万十をそれぞれ選定をしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第28号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第24号から議案第28号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めてこれを行うことに決定しました。

暫時休憩します。

午後1時32分 休憩

午後1時34分 再開

○議長（宮地章一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第37 議案第29号平成26年度四万十町一般会計予算を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第29号平成26年度四万十町一般会計予算につきまして、提案理由をご説明を申し上げます。

国におきましては、4月からの消費税率引上げを始めとする、社会保障と税の一体改革実現に向けた取組や、増税に伴う反動減対策と合わせて、経済再生、デフレ脱却と健全財政化に向け、経済政策を最重視した予算編成となっております。

また、県におきましても県勢浮揚の実感と更なる取組の強化、深化に向け大幅にバージョンアップされました第2期産業振興計画の推進や、南海トラフ地震対策の抜本強化などを盛り込んだ結果、6年連続で前年度を上回る積極型の予算編成となっております。

一方、本町におきましては、合併後最大の懸案事項でありました本庁舎や汚泥再生処理センターの建設等も概ね完成を迎え、今後は更なる発展と安定を目指し、将来を見据えた中長期的な視点に立ち、引き続き健全財政を堅持すべく予算編成に取り組んだところでございますが、任期満了に伴います町長選挙は、新年度当初に予定をされておりますことから、当初予算につきましては新規事業や普通建設事業といった政策的判断を要する経費の計上を見送るとともに、行政運営に必要不可欠な義務的経費などの必要最小限度の経費を計上いたしました、いわゆる骨格予算として編成をいたしております。

また、当初予算に計上できなかった政策的経費等につきましては、町長選挙後速やかに検討を行ないまして、今後の補正予算におきまして、いわゆる肉付け予算として編成をしていく予定でございます。

なお、政策的経費等のうち一つに町民生活に影響を及ぼすもの、二つに防災対策事業、三つ目に、年度当初から実施をしなければ事業執行に支障を来すもの、四つ目に前年度以前からの継続事業といった町政上、緊急かつ重要な事業であり、当初予算での計上が必要不可欠なものにつきましては、その必要性や緊急性等を考慮した上で当初予算に計上しております。

そのほか、総合振興計画、後期実施計画に位置付けられました重点施策の推進、徹底した行財政改革への取組、中長期的な視点に立った予算編成への取組といった基本方針の下、編成をいたしました一般会計当初予算の総額は、124億3,000万円となり、本年度の当初予算が骨格予算であることに加えまして、本庁舎等の建設といった大規模事業が重なりました前年度の当初予算と比較をいたしまして、50億6,200万円、28.9%の大幅な減少と

なっております。

それでは第1表歳出のうち、歳出予算の主な内容につきまして、順にご説明を申し上げます。

初めに2款総務費でございますが、財産管理費では新庁舎の完成に伴い、現在の本庁舎等を早期に解体撤去し、駐車場やイベント広場あるいは災害時における避難広場といった町民が利活用可能な地域の拠点広場とするため、解体撤去に必要な工事費等を計上いたしております。

次に企画費では、今後更なる移住促進を図るため、試行的に外部委託を行う経費として移住促進業務委託料等を計上したほか、地域おこし協力隊事業では、地域振興活動の充実を図るため、現在の隊員4名に加え、新たに3名を増員することといたしております。

また、平成25年度に実施設計関連予算を計上いたしました、昭和地区基幹集落センター建設事業では、その用地として十和公民館の解体撤去に係る工事費等を計上をいたしております。

そのほか、選挙費では平成26年度に執行予定の町長選挙、町議会議員補欠選挙及び町議会議員選挙並びに平成27年度に執行予定の県議会議員選挙につきまして、それぞれ所要額を計上いたしますとともに、国土調査事業費では、平成25年度から調査面積を拡大し、早期完成を目指してまいります。

続きまして3款民生費でございますが、社会福祉総務費では、過疎債ソフト枠を活用し、窪川・大正両地区で実施をしております、あったかふれあいセンター事業の委託料を計上するとともに、4月からの消費税率引上げに伴う低所得者への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な給付措置として、国の制度に基づく臨時福祉給付金を計上いたしております。

また、老人福祉費では、高齢者及び重度障害児者に対する外出支援として引き続き助成を行うとともに、介護保険事業費では、大井川地区に開設予定の介護保険施設等の開設準備に要する費用の一部について県の補助金を活用し、補助をすることといたしております。

そのほか、社会福祉施設費では、平成25年度に計上いたしました興津町民館耐震補強事業につきまして、併せて雨漏り対策等の大規模改修を行うため、耐震補強及び大規模改修にかかる工事費等を計上いたしております。

また、児童福祉総務費では、平成25年度に計上いたしました子ども・子育て支援新制度

整備事業の一環といたしまして、前期事業計画の策定委託料等を計上をいたしますとともに、4月からの消費税率引上げに伴い、子育て世帯への影響緩和と消費の下支えを図るため、国の制度に基づく子育て世帯臨時特例給付金を計上いたしております。

そのほか、乳幼児・児童医療費では、引き続き中学校修了までの医療費の自己負担分を全額助成をすることとし、所要額を計上をしたところであります。

次に4款衛生費でございますが、環境衛生費では、過疎債ソフト枠の産業振興基金を活用し、引き続き地球温暖化対策設備設置に対する補助を行うとともに、汚泥再生処理センター整備事業費では、汚泥再生処理センターの本体完成に伴い、旧施設の取壊しに必要な経費を計上をいたしております。

続きまして5款労働費でございます。昨年度に引き続き、県の基幹事業である緊急雇用創出事業を活用をいたしますとともに、町独自の雇用対策として過疎債ソフト枠の産業振興基金を活用した四万十町雇用創出事業を継続することにより、町内における雇用の創出拡大を図ってまいります。また併せて、農林水産及び観光分野における産業の振興と雇用の確保を図るため、県の産業振興推進ふるさと雇用事業を活用することといたしており、各費目に所要額を計上をいたしております。

続きまして6款農林水産業費でございますが、農業振興費では、高知市に整備をしたアンテナショップの借上料や、管理運営に対する補助金等を始め、就農・営農支援といったソフト面では、中山間直接支払や農地・水保全管理支払交付金、環境保全型農業推進事業補助金、新規就農者定着促進事業補助金及び給付金等により引き続き支援を行いますとともに、施設機械設備といったハード面では、こうち農業確立総合支援事業やレンタルハウス整備事業、集落営農・拠点ビジネス支援事業、園芸用ハウス流動化等促進整備事業等により、引き続き支援を行ってまいります。

また、林業振興費では、有害鳥獣対策として捕獲に対する報償金や侵入防止柵への補助のほか、新規狩猟者の確保対策等により、有害鳥獣の捕獲・防除対策と農作物等への被害防止に努めてまいります。

そのほか、過疎債ソフト枠の産業振興基金を活用した四万十川流域豊かな森林保全整備事業により、民有林の間伐や作業道整備への支援を行いますとともに、町有林管理事業により町有林の整備を進めていくなど、持続可能な森林整備に努めてまいります。

続きまして7款商工費でございますが、商工総務費では本町における商工業の育成や従業員の福祉の向上と雇用の安定及び企業立地を促進をするとともに、地域資源や地域特性

を生かした内発的發展を図るため、引き続き商工業振興助成金を計上し、町内の商工業者等に対する支援を行ってまいります。

続きまして8款土木費でございますが、道路新設改良費では前年度以前から継続となっております町道改良事業を計上しましたほか、住宅管理費では、町産材の利用促進を図るため、持ち家を建築しようとする方に対し、引き続き補助金を交付をするとともに、住宅建設事業費では、既存の北琴平第1団地の建て替えに向け、設計監理委託料等を計上をいたしております。

続きまして9款消防費でございますが、自主防災組織育成事業といたしまして、各組織の自主的な取組や活動に必要な資機材、備蓄物資の購入等に対して支援を行い、自主防災組織の育成強化を図るとともに、南海地震対策として老朽化した四万十消防団分団屯所を避難所も兼ねる地域の防災活動拠点施設として整備をするため、設計監理委託料等を計上をいたしております。

次に10款教育費でございますが、図書館・美術館費では、図書館司書や読み聞かせ専属職員を引き続き配置をいたしますとともに、町立図書館大正分館の開館に伴い、新たに図書館司書補助員を配置をし、開館に向けた準備や開館後の管理運営と併せて読書活動の充実に努めてまいります。

また、学校給食費では、調理業務の委託先として、新たに事業協同組合法人が設立をされましたため、平成26年度から調理業務を全面委託することにより、給食の安定供給と雇用の確保を図ってまいります。

そのほか、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費にそれぞれ所要額を計上をいたしておりますが、前段でも申し上げましたとおり、いずれも当初予算への計上が必要不可欠な経費となっております。

また、これを賄う歳入といたしましては、第1表の歳入に記載のとおりとなっております。

なお、町税につきましては、前年度の課税状況や過去の徴収実績等を基に見込んだ結果、14億7,100万円余りを計上をいたしております。

また、地方消費税交付金につきましては、本年4月からの消費税率引上げに伴い、増収が見込まれるため、平成26年度に見込まれる額の12分の2に相当する額を社会保障財源化分として計上いたしますとともに、引上げ分につきましては全て社会保障施策に要する経費に充てることといたしております。

その他、普通交付税につきましては、交付税に算入されます公債費の増加に伴い、一定の増額が見込まれるものの、交付税総額の圧縮や算定方法の見直しを始め、いまだ不透明な部分も多いことから、一定の減額を見込んだ上で必要額を計上をいたしております。

また、基金繰入金につきましては、施設等整備基金や過疎債ソフト枠の産業振興基金など、各種事業の実施に必要な額をそれぞれ取り崩すことといたしておりますが、骨格予算に伴い、国・県支出金や町債及び基金繰入金におきまして、前年度当初から大幅な減額となっております。

以上、平成26年度一般会計当初予算につきましては、政策的経費等を除く骨格予算として編成をいたしました結果、歳入歳出総額はそれぞれ124億3,000万円となり、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、地方債でございますが、地方自治法第230条第1項の規定により借入れを起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法につきまして、第2表に記載のとおり定めようとするものでございます。

また、一時借入金及び歳出予算の流用につきましては、第3条及び第4条に記載のとおり定めようとするものでございます。

以上、一般会計予算の概要を申し上げましたが、冒頭でも申し上げましたとおり、合併後の第2期のまちづくりに向け、本町の更なる発展と安定を目指し、職員一丸となって取り組む所存でありますので、引き続き町政に対しまして、ご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げ、一般会計予算の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に行うことに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（宮地章一君） 日程第38 議案第30号平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算、日程第39 議案第31号平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算、日程第40 議案第32号平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算、日程第41 議案第33号平成26年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算、日程第42 議案第34号平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算、日程第43 議案第35号平成26年度四万十町介護保険事業特別会計予算、以上、議案第30号から議案第35号までの6議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） 議案第30号から議案第35号までの六つの各特別会計予算につきまして、一括して提案理由のご説明を差し上げます。

まず、議案第30号平成26年度四万十町国民健康保険事業特別会計予算でございます。

平成26年度の予算編成に当たりまして、基本となります国保被保険者数を6,105人と見込み、これによります予算総額を歳入歳出それぞれ26億8,300万円と定め、事業の健全運営を確保し、住民の健康保持増進を図ろうとするものでございます。

予算の主な内容につきましては、まず歳出でございますが、2款の保険給付費につきましては、過去の医療費の動向を踏まえて推計を行い、17億7,062万8,000円を計上し、対前年度比で0.8%の減額となっております。

また、3款の後期高齢者支援金等に3億1,783万1,000円、6款の介護納付金に1億5,134万3,000円、高額医療費に係る7款の共同事業拠出金に3億3,671万5,000円などを計上いたしております。

一方これを賄う歳入でございますが、1款の国民健康保険税に3億6,540万7,000円を計上し、対前年度比で5.8%の減額、3款の国庫支出金に7億2,278万5,000円を計上し、対前年度比で1.6%の減額となっております。

また、65歳から74歳を対象とする前期高齢者の医療費に係る6款の前期高齢者交付金に6億6,208万4,000円、高額療養費に対して交付されます7款の共同事業交付金に2億9,495万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

また、歳入不足額1億1,662万2,000円につきましては、9款一般会計繰入金の財政調整繰入金4,000万円及び財政調整基金繰入金7,662万2,000円により対応することといたしております。

なお、この平成26年度予算案につきましては、去る2月27日、四万十町国民健康保険運営協議会に諮問をし、適当である旨の答申を頂いていることを申し添えさせていただきます。

続きまして、議案第31号平成26年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ3億4,410万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

歳出の主なものといたしましては、総務費で職員給与費、臨時賃金及び各種業務委託料など、合計で2億7,841万円、医業費におきまして、医薬材料費や医療機器保守点検委託料などで4,385万4,000円、給食費におきましては、賄い材料費などで462万6,000円、公債費におきまして、元利償還金1,581万円をそれぞれ計上いたしております。

一方これを賄う歳入でございますが、診療収入で2億4,390万円を見込んでおり、歳入不足への対応といたしまして、一般会計からの繰入金8,780万8,000円と国保会計からの繰入金550万円で対応することといたしております。

また、一時借入金の最高額につきましては、第2条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第32号平成26年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計予算につきまして、ご説明をいたします。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1億2,670万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出といたしましては、総務費で職員給与費を始め、各種業務委託料など、1億56万2,000円、医業費におきまして、医薬材料費や各種検査及び機器の保守点検費用などで1,859万9,000円、公債費におきまして、元利償還金623万9,000円をそれぞれ計上いたしております。

一方これを賄う歳入といたしましては、診療収入で1億476万円などを見込んでおりますが、歳入不足の対応といたしまして、一般会計からの繰入金1,535万2,000円で対応することといたしております。

また、一時借入金の最高額につきましては、第2条に記載のとおり定めようとするもの

でございます。

続きまして、議案第33号平成26年度四万十町大道へき地診療所特別会計予算でございます。

本議案は、予算総額を歳入歳出それぞれ1,060万円と定めようとするものでございまして、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

主な歳出といたしましては、総務費で職員給与費などの運営経費として、1,043万円を計上しており、これを賄う歳入につきましては、診療収入が32万3,000円、県支出金が171万4,000円、一般会計からの繰入金で826万2,000円となっております。

続きまして、議案第34号平成26年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

この事業は、高知県後期高齢者医療広域連合が保険者として運営をしておりまして、市町村では、被保険者の資格管理や保険料の徴収事務、保険証の発行などの窓口業務を主な業務として行っております。

本町におきましては、新年度の予算編成に当たりまして、被保険者を4,472人と見込み、予算の総額を3億3,800万円と定め、制度の健全かつ円滑な運営を図ろうとするものでございます。

なお、款項ごとの予算額につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、一時借入金の最高額につきましては、第2条に記載のとおり定めようとするものでございます。

最後に、議案第35号平成26年度四万十町介護保険事業特別会計予算につきましてご説明をいたします。

第5期介護保険事業計画期間の3年目となります、平成26年度の予算編成につきましては、平成24年度事業実績及び平成25年度の決算見込額を基に、現時点で想定をされる所要額を計上をいたしたところであります。

歳出の主な内容でございますが、2款の保険給付費におきまして、25億5,187万円を計上し、対前年度比で3.1%の増額となっております。

また、5款の地域支援事業費に9,506万4,000円などを計上いたしております。

一方これを賄う歳入でございますが、主なものといたしまして、1款の保険料に3億

6,274万6,000円、3 款の国庫支出金に 7 億4,437万9,000円、4 款の支払基金交付金に 7 億4,203万2,000円、5 款の県支出金に 3 億8,610万6,000円、7 款の繰入金に 4 億5,641万円などとなっております。

この結果、予算の総額は歳入歳出それぞれ27億310万円となり、款項ごとの予算額につきましては、第 1 表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

また、一時借入金の最高額及び歳出予算の流用につきましては、第 2 条及び第 3 条に記載のとおりそれぞれ定めようとするものでございます。

以上、6 件の予算案につきましてご審議の上、ご決定をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号から議案第35号までの 6 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第35号までの 6 議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第44 議案第36号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計予算、日程第45 議案第37号平成26年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、日程第46 議案第38号平成26年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算、日程第47 議案第39号平成26年度四万十町下水道事業特別会計予算、日程第48 議案第40号平成26年度四万十町水道事業会計予算、以上、議案第36号から議案第40号までの 5 議案を一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長高瀬満伸君。

○町長（高瀬満伸君） それでは、議案第36号から議案第39号までの四つの各特別会計予算、並びに議案第40号の水道事業会計予算につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第36号平成26年度四万十町簡易水道事業特別会計予算につきましてご説明を差し上げます。

本年度の業務といたしましては、簡易水道と飲料水供給施設合わせて36施設、給水人口約1万3,100人に対しまして、年間約165万m³を給水する予定であり、第1条におきまして予算総額を歳入歳出それぞれ10億8,350万円と定めるものでございます。

歳出予算の主な内容につきましては、まず総務管理費でございますが、職員給与費などの経常的経費として5,235万5,000円、維持管理費では、施設の光熱水費、設備の修繕料、維持管理委託料等に係る経費として6,875万2,000円、施設増補改良費では、道路改良等に伴う配水管布設替工事費として、1,000万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、建設改良事業費でございますが、6億9,371万5,000円を計上いたしております。

その事業内容を申しますと、仁井田簡易水道区域拡張事業では、六反地地区を中心とした配水管の施工、十川簡易水道統合事業では、総合配水池の築造と配水管の施工、浦越簡易水道統合事業では、取水施設、浄水施設及び配水池の築造と配管の布設、大奈路簡易水道基幹改良事業では、配管の布設などを予定をいたしております。

続きまして公債費でございますが、償還元金及び利子税合わせて2億5,847万8,000円を計上いたしております。

一方、これを賄う歳入につきましては、第1表歳入歳出予算に記載のとおり、水道料金を含む事業収入、建設改良に係る国庫支出金及び町債、一般会計繰入金など、所要額を計上いたしております。

また、地方債につきましては地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を第2表に記載のとおり、定めますとともに、一時借入金の最高額につきましては第3条に記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、議案第37号平成26年度四万十町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございます。

本議案は、住宅新築資金等貸付事業に係るものでございますが、第1条におきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ730万円と定めようとするもので、主な歳入といたしまして、貸付先からの貸付金元利収入516万5,000円を計上いたしております。

一方、歳出におきましては、公債費元利償還金で199万円、また平成25年度補正予算の提案理由でもご説明を申し上げましたとおり、公的資金補償金免除繰上償還などの影響に

伴う剰余分317万5,000円を一般会計への繰出金として計上するなど、第1表歳入歳出予算に記載のとおりとなっております。

続きまして、議案第38号平成26年度四万十町農業集落排水事業特別会計予算でございます。

本年度の業務といたしましては、宮内・江師及び森ヶ内地区の加入戸数114戸に対しまして、年間約4万7,100m³の汚水を処理する予定であり、第1条におきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ2,700万円と定めようとするものでございます。

主な歳出といたしましては、処理場施設等の維持管理費及び公債費などとなっております。

また歳入につきましては、使用料及び一般会計繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおり所要額を計上いたしております。

続きまして、議案第39号平成26年度四万十町下水道事業特別会計予算でございます。

本年度の業務といたしましては、大正田野々地区の処理対象人口1,110人に対しまして、年間約10万9,500m³の汚水を処理する予定であり、第1条におきまして、予算総額を歳入歳出それぞれ6,300万円と定めようとするものでございます。

主な歳出といたしましては、職員給を含む総務管理費、処理場施設の維持管理費及び公債費などとなっております。

また、歳入につきましては、使用料及び一般会計繰入金など、それぞれ第1表歳入歳出予算に記載のとおり所要額を計上いたしております。

最後に、議案第40号平成26年度四万十町水道事業会計予算についてご説明を申し上げます。

本年度の業務といたしましては、窪川街分を中心に給水区域を定め、給水人口5,113人、給水戸数2,540戸に対しまして、年間約81万m³を給水をする予定であり、第3条収益的収入及び支出におきまして、給水収益など1億2,845万7,000円の事業収益を見込み、事業費用では職員給与費を含む施設維持管理費や減価償却費などの営業費用及び企業債の償還利子などの営業外費用、合わせて1億2,507万8,000円を見込んでおります。第4条の資本的収入及び支出では、建設改良費4,427万4,000円、企業債の償還元金4,727万5,000円を支出見込額とし、収入が支出に対して不足する額、9,154万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金5,722万8,000円、建設改良積立金3,432万円を補填する予定といたしております。

また、第5条から第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金並びに棚卸資産購入限度額をそれぞれ定めようとするものでございます。

以上5件の予算案につきまして、ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（宮地章一君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第36号から議案第40号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めて行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮地章一君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号から議案第40号までの5議案について、質疑・討論・採決は議案の精査・研究をした後日に、改めて行うことに決定しました。

~~~~~

○議長（宮地章一君） 日程第49 陳情を議題とします。

本日までに受理をしました陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。

会議規則第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時12分 散会